

仙台市教育構想 2026

【最終案】

令和8年3月

仙台市教育委員会

目次

第1章 仙台市教育構想 2026 の策定について	1
1. 策定の趣旨.....	2
2. 教育構想の位置づけ	2
3. 計画期間	3
第2章 教育をめぐる現状と課題	5
1. 教育をめぐる社会環境の変化.....	6
2. 国の動向	8
3. 仙台市教育構想 2021 における取組状況と課題.....	10
第3章 基本理念	13
第4章 教育施策	17
1. 教育施策の基本方針.....	18
2. 教育施策を進めるための各主体の役割.....	20
3. SDGsとの関係.....	21
4. 各種施策	22
基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育	24
基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育	28
基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育	37
基本方針4 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習.....	40
基本方針5 学びを支える持続可能な基盤づくり.....	47
5. 「仙台ならではの」教育事業.....	54
第5章 教育構想の推進体制	55
1. 教育構想の推進.....	56
2. 進行管理の方針.....	57
資料編.....	59
1. 用語解説.....	60
2. 仙台市教育構想 2026 の策定経過.....	67
3. 令和7年度仙台市総合教育会議の構成員.....	69
4. (仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会	70
5. こどもの意見聴取.....	72

用語解説について

文中の※が付された語句については、資料編「1. 用語解説」(p. 60～p. 66)を参照してください。
なお、※は見出しを除く本文中の語句の初出にのみ付しています。

第1章

仙台市教育構想 2026 の 策定について

1. 策定の趣旨

これまで本市では、教育の基本理念や基本方針を定める「仙台市教育構想 2021」を令和3年3月に策定し、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」という基本理念のもと、6つの基本方針を掲げ、各種教育施策を推進してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な活動や交流において一定の制約を受けたほか、社会のグローバル化やAI※等の技術革新が急速に進展するなど、社会情勢が目まぐるしく変化するとともに、教育を取り巻く環境についても、取り組むべき課題が複雑化・多様化している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を振り返り、今後5年間の本市教育における基本理念や教育施策の方向性を示す「仙台市教育構想 2026」を策定します。

2. 教育構想の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

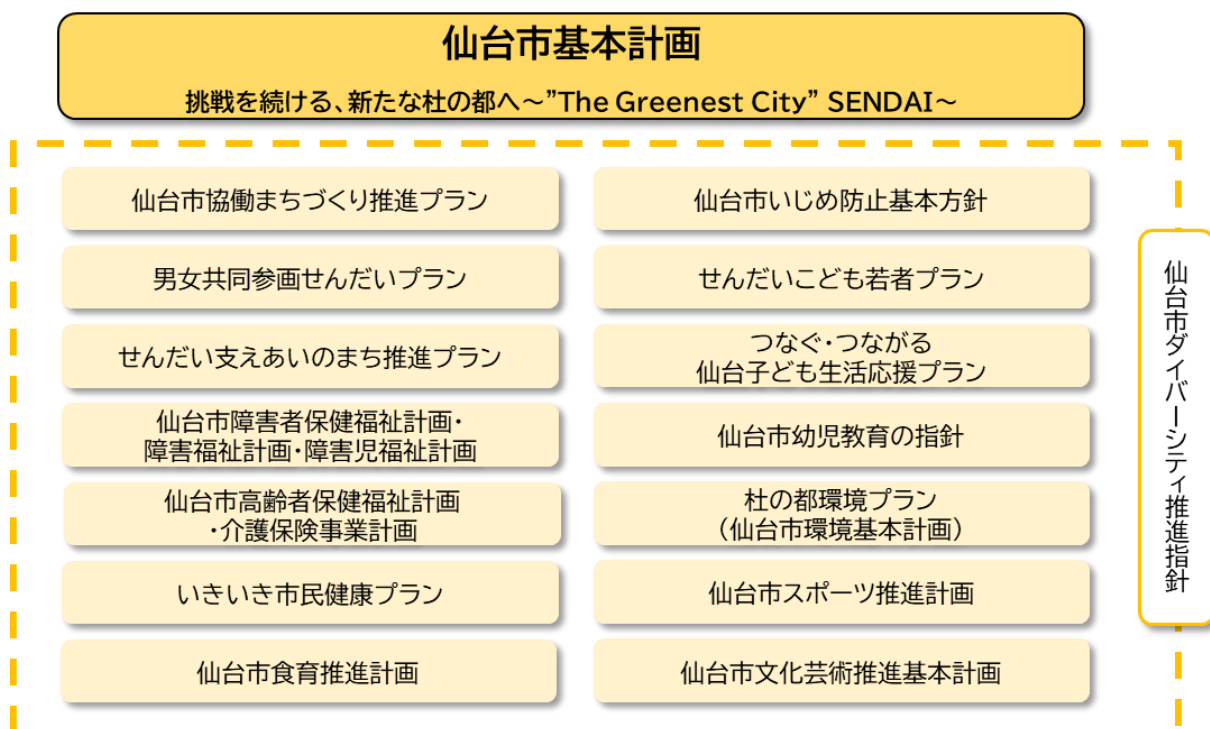
教育基本法第17条第2項に規定されている地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。

なお、国では、同法第17条第1項に基づき、今後の教育施策の方向性を示す「第4期教育振興基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）を令和5年6月に策定しています。

(2) 本市の関連計画との関係

「仙台市基本計画」におけるまちづくりの理念「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」を共有し、その中で示される教育分野の施策を協働して推進します。また、「仙台市ダイバーシティ推進指針」や、本市の教育に関連する個別の計画などの内容を踏まえ、連携を図りながら、教育の振興に取り組みます。

【主な関連計画】



3. 計画期間

国の教育振興基本計画の計画期間が5年であることや、「仙台市教育構想 2021」における期間を5年としたこと、「仙台市基本計画」が令和12年度でその計画期間を終えることから、本教育構想の期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

第2章

教育をめぐる現状と課題

1. 教育をめぐる社会環境の変化

(1) 将来の予測が困難な時代

現代は、世界的な感染症の流行や国際情勢の不安定化、自然災害の激甚化など、将来の予測困難性が高く、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「^フ^ー^カVUCA※」の時代とも言われています。こうした変化が激しく、将来の予測が困難な時代においては、多様な他者と協力しながら、変化する環境に柔軟に対応していくことが求められます。

(2) 学校教育におけるICT環境の整備と活用

GIGAスクール構想※のもと、学校教育におけるICT※化が進められていたことに加え、世界的な感染症の流行などの影響により、児童生徒1人1台の端末整備が実現したほか、オンライン授業の実施やデジタル教材の活用が進むなど、教育現場におけるICT活用が広がっています。今後は、教員のICT活用能力の向上や児童生徒に対する情報モラル教育の充実、家庭との連携強化など、ICTを効果的に活用するための体制整備が求められます。また、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に努めるとともに、その基盤となる一人ひとりの情報活用能力を向上させていくことが重要です。

(3) デジタル技術の急速な発展

生成AI※やIoT※などの技術革新が急速に進む中、今後、労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボットなどに代替される可能性が指摘されています。そうした社会においては、新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといったAIでの代替が難しい能力が、より一層求められます。

(4) グローバル化の進展と多様性の尊重

人や物財、情報の国境を越えた移動が活発化し、多様な文化や価値観を持つ人々との交流が日常的になっています。本市においても、外国人住民数が増加傾向にある中、東北大学の国際卓越研究大学※認定など、身の回りでのグローバル化がますます進展することが予想されており、異文化への理解や積極的にコミュニケーションを取ろうとする姿勢の重要性が増しています。また、障害の有無、年齢、家庭環境など様々な違いを持つ市民がまちに集う中で、一人ひとりが他者を理解・尊重し、調和を取りながら受容していくことが求められます。

(5) 教育に対するニーズの多様化

持続可能な開発目標（SDGs）では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた17の目標を掲げており、このうち目標4「質の高い教育をみんなに」では、すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することを掲げています。全国的に不登校児童生徒数が増加傾向にあるほか、特別支援教育を受ける児童生徒や外国にルーツのある児童生徒など、こどもたちが置かれた状況が多様化・複雑化している中、個々の状況に応じた支援や学習機会の提供に対するニーズが高まっています。

(6) 人口減少と少子高齢化

全国規模で少子高齢化に伴う人口減少が進んでおり、令和 19（2037）年には人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上になるほか、令和 38（2056）年には人口が 1 億人を下回ると推計されています。本市においても、人口減少や少子高齢化の進行が予想されており、働き手や地域活動を担う人材の減少や、児童生徒数の変動に応じた学校規模や施設の在り方などの課題が指摘されています。

(7) 地域・家族形態の変容

単身世帯や夫婦のみの世帯の増加により 1 世帯当たりの人数が減少傾向にあるほか、こどもがいる世帯においても共働き世帯の割合が増えています。こうした地域のつながりの希薄化や家族形態の変容が進む中、子育てにおける保護者の負担が大きくなっており、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が指摘されています。

2. 国の動向

(1) 第4期教育振興基本計画の策定

国においては、令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」を閣議決定し、2040年以降の社会を見据えた教育施策における総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング※の向上」を掲げ、以下5つの基本方針を示しています。

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）※の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 学習指導要領の実施と改訂に向けた審議

平成30年度から順次実施されている現行の学習指導要領では、児童生徒に必要な資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理し、それらを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程※」を重視しているほか、3つの資質・能力をバランスよく育むために、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善や、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメント※の確立などが求められています。

令和6年12月には、次期学習指導要領の在り方について中央教育審議会に諮問が行われ、令和7年9月の教育課程企画特別部会では論点整理が示されるなど、改訂に向けた審議が実施されています。

(3) 令和の日本型学校教育の推進

中央教育審議会は令和3年1月に、先行きが不透明な時代の到来を見据え、全てのこどもたちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」について答申を取りまとめました。答申では、GIGAスクール構想により整備が進んだICT環境を活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていくことが求められています。

また、令和6年8月には、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を答申し、学校教育の質の向上を通じた全てのこどもたちへのよりよい教育を実現するために、「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「教師の処遇改善」を一体的・総合的に推進することが必要とされています。

(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正

学校が対応する課題が複雑化・困難化する中で、教師が日々生き生きとこどもたちに向き合い、こどもたちによりよい教育を実現できるよう、教師を取り巻く環境整備を総合的に進めるため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が改正されました。改正法では、教育委員会に対して学校における働き方改革に関する計画の策定やその実施状況の公表を義務付けるほか、学校の組織的・機動的なマネジメント体制を構築するための「主務教諭」の職の新設、教職調整額※を10%へ段階的に引き上げることなどが定められました。

(5) COCOLOプランの策定

文部科学省は令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を策定しました。プランでは目指す姿として「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」「心の小さなSOSを見逃さず、『チーム学校』で支援する」「学校の風土の『見える化』を通じて、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする」の3つを挙げ、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることや、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現することを目指し、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場の確保や、多様性を尊重しつつ共に学び合える環境の整備などに取り組むこととしています。

(6) 不登校・いじめ緊急対策パッケージ

全国的な不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数の増加を受け、文部科学省は令和5年10月に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を取りまとめ、COCOLOプランにおける取組の前倒しや、いじめ重大事態の未然防止に向けた個別サポートチーム派遣などの対策が盛り込まれました。また、これを受け、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化し、円滑かつ適切な重大事態調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者に寄り添った対応を促すよう、令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。

(7) 教育の国際化について

教育未来創造会議は令和5年4月に「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ〈J-MIRRAI〉」を取りまとめました。この中では、外国人留学生の戦略的受入れの推進や高度外国人材が安心して来日できるこどもの教育環境の実現などの方向性のほか、中学・高校段階におけるオンラインなどを利用した国際交流を行っている学校の割合を令和15（2033）年までに100%とするなどの目標が示されています。

(8) 今後の生涯学習・社会教育の在り方

中央教育審議会の生涯学習分科会は、今後の生涯学習や社会教育の議論において、学校教育を受けた後も職業や生活に必要な知識を身に付け自己実現を図るという生涯学習の役割や、学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生むという社会教育の役割が、時代・社会の変化に見合ったものに変化していくことが求められると指摘しました。人生100年時代※や変化の激しい時代においては、これらに加え、「ウェルビーイングの実現」「地域コミュニティの基盤」「社会的包摂※の実現」といった役割や、デジタル社会への対応が重要とされています。

(9) こども基本法の制定

こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。この法律では、全てのこどもの基本的人権の尊重や、意見表明及び社会的活動に参画する機会の確保といった理念のもと、次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進することを目的としています。

3. 仙台市教育構想 2021 における取組状況と課題

本市では、令和3年3月に「仙台市教育構想 2021」を策定し、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」という基本理念の実現に向け、教育施策の基本的方針を6つ掲げ、37の分野で施策を展開してきました。

これら教育施策の推進に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（点検・評価）を活用し、社会環境や教育課題の変化を捉えつつ、事業の追加や見直しを行いながら、効果的な教育施策の進行管理に取り組んでまいりました。

ここでは、「仙台市教育構想 2021」の6つの基本方針について、それぞれの取組状況と今後の課題を示します。

基本方針Ⅰ 夢と希望を持ち、自らの可能性に挑戦する力を育てる学校教育

仙台版キャリア教育「仙台自分づくり教育※」などを通じ、児童生徒が自ら学ぶ意欲や、人や社会との関わりを大切にする態度などの社会的・職業的自立に必要な力の育成に取り組んだほか、新たに配備された1人1台端末を活用し、児童生徒一人ひとりに合わせた個別最適な学びと、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びを推進してきました。

グローバル化の進展など、変化の激しい時代においては、自ら学ぶ意欲を持ち、多様な他者と積極的に関わり合いながら課題に取り組む姿勢がますます重要となるため、新たに取り組む国際的な視点に立った教育など、探究的な学び※の機会の充実を図る必要があります。また、ICT環境を活用した授業改善や、不登校等の事情を抱える児童生徒への学びの機会の充実に取り組む必要があります。

基本方針Ⅱ 健やかな心身を備え、豊かな人生を拓く力を育てる学校教育

いじめの未然防止・早期発見の取組として、相談体制の整備や、専任教諭の配置などの組織的対応力の向上に取り組むとともに、命を大切にすることや、多様性を認め自他を大切にする態度を育む取組を行いました。また、本市独自の標準学力検査等の結果を活用した授業の改善、アスリート派遣などによる児童生徒の運動意欲の向上、東日本大震災の遺構を活用した防災教育なども行いました。

児童生徒が安心して学び、健やかに成長することができるよう、引き続きいじめの未然防止・早期発見の取組や体制強化を着実に継続していく必要があります。また、児童生徒が人生を拓く基礎となる「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」をバランスよく育むことや、震災後に生まれた児童生徒に対して、震災の経験や教訓を引き継ぎながら、命や互いに支え合うことの大切さを学ぶ機会を整えることが求められます。

基本方針Ⅲ 個性に応じた一人ひとりの学びを促し、長所を引き出す学校教育

不登校児童生徒などの学校内での居場所となる「ステーション※」の設置校数や、軽度の障害がある児童生徒へ一部特別な指導を行う通級指導教室を拡充したほか、東北地方初となる公立夜間中学（夜間学級）※を開設するなど、一人ひとりに応じた学びの機会の充実に取り組みました。また、小中学校全学年での35人以下学級編制や教職員の働き方改革など、教職員が児童生徒一人ひとりと向き合う機会の充実に取り組みました。

登校に不安や悩みを抱える児童生徒や障害等により配慮が必要な児童生徒、外国にルーツのある児童生徒などが増加傾向にあることから、一人ひとりに応じた多様な学びの機会の確保と教育の充実により一層進めていく必要があります。また、児童生徒の学びを支える教職員が、心身共に健康で、生き生きとした姿で児童生徒一人ひとりと向き合い、やりがいや誇りをもって仕事に取り組むことができる環境整備が一層求められます。

基本方針Ⅳ 生涯にわたり誰もが主体的に自分らしく学べる機会の充実

感染症の影響により対面での活動が制限される中で、ICTを活用した学びの機会の確保のほか、社会教育事業に関わる職員の能力向上やボランティアの育成に取り組みました。また、社会教育施設においては、展示のリニューアルなどによる機能と魅力の向上に取り組みました。

戦後に開設され、75年以上の歴史を持つ社会学級※など、本市の歴史の中で積み上げてきた、市民が主体的に運営し、学びの成果を地域に還元する仕組みを活かしながら、こどもから大人、障害者、外国人など多様な主体が体験や学びでつながり、主体的に学ぶことができる環境づくりを進めていく必要があります。

基本方針Ⅴ 学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり

社会全体での教育を推進する仙台版コミュニティ・スクールを全市立学校・園で導入し、地域全体で学校を支える体制を整えたほか、同じような悩みを抱える保護者同士の交流の場やスクールカウンセラー等による相談の場を設けるなど、不安や悩みを抱える保護者への支援に取り組みました。また、仙台城跡をはじめとした史跡・遺跡や、アートの視点と地域資源などを活かした学びの機会の創出に取り組みました。

少子高齢化や家族形態の変化が進む中、地域や保護者同士のつながりが希薄化しており、学校や地域を支える活動を担う人材を増やす取組や、保護者の不安や悩みに寄り添う取組の一層の充実が求められます。また、伊達政宗公没後400年となる令和18年に向けた仙台城大手門復元を進めるなど、仙台の歴史や文化を活用しながら、ふるさとに対する誇りや愛着を醸成する取組が求められます。

基本方針Ⅵ 学びを支える確かな教育環境整備

学校施設や社会教育施設の老朽化対策や、GIGAスクール構想の推進に伴うICT教育環境の整備を進めました。引き続き、施設の計画的な保全や、学校施設の空調整備などの施設の機能充実に図るとともに、児童生徒数や地域の実情を踏まえた適正な学校規模の確保に取り組む必要があります。

第3章

基本理念

基本理念

人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、
互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます

■ 学都仙台、まちと人の関わり

本市では、江戸時代の藩校「養賢堂」に始まり、明治以降には多数の教育機関が設置され、そこに多くの若者や研究者が集い、まちと関わりながら研究・教育が活発に行われることで、「学都仙台」の今日の発展につながってきました。また、戦後には社会教育が花開き、社会学級をはじめとした多彩な学びの場は市民の力を育み、多くの市民活動の萌芽を支えてきました。

全国に先駆けたバリアフリーまちづくりや、環境美化、脱スパイクタイヤ運動、防災・減災の取組など、本市では様々な都市課題に対し、多様な主体の参画による市民協働の取組が進められてきました。こうした市民の行動の積み重ねによって、暮らしやすいまちづくりが模索され、共生の礎が築かれてきた歴史が、今日の本市の大切な都市個性につながっています。

■ 「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」の継承

こうした背景をもとに、これまで本市においては、人づくりとまちづくりをつなげ一体のものとして進めるため、教育の基本理念に「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」を掲げ、学校、家庭、地域社会との連携により、多岐にわたる取組を進めてきました。一人ひとりが学びを活かして様々な分野で活動することがまちの活力を生み、その活力が一人ひとりの更なる学びや活動につながるという考え方であり、今後においても踏襲すべき重要な立脚点と捉えています。

■ 育てたい「人」

現代社会は、情報化やグローバル化の急速な進展とともに、頻発する自然災害や感染症の流行、貧困、環境問題など、多くの地球規模の課題を抱えており、こうした変化が激しく将来の予測が困難な時代において、生涯にわたって自ら学び続ける姿勢はより重要性を増しています。このような姿勢を持つことが、変化の激しい時代においても、新たな学びを得て、それを活かしながら課題を見出し、解決する力や探究する力を育むとともに、自分と他者の違いの理解を深め、多様な主体と認め合うことにもつながります。

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中、年齢、性別、障害の有無、国籍などに関わりなく共生し、すべての人が持てる力を発揮できるまちづくりが求められています。多様性に目を向け、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することは、多様な人と積極的に認め合い、協働しながら社会の変化を乗り越え、共に未来の社会を創り出す力を育むとともに、様々な価値観を理解したいという動機を高め、更に学び続ける意欲にもつながります。

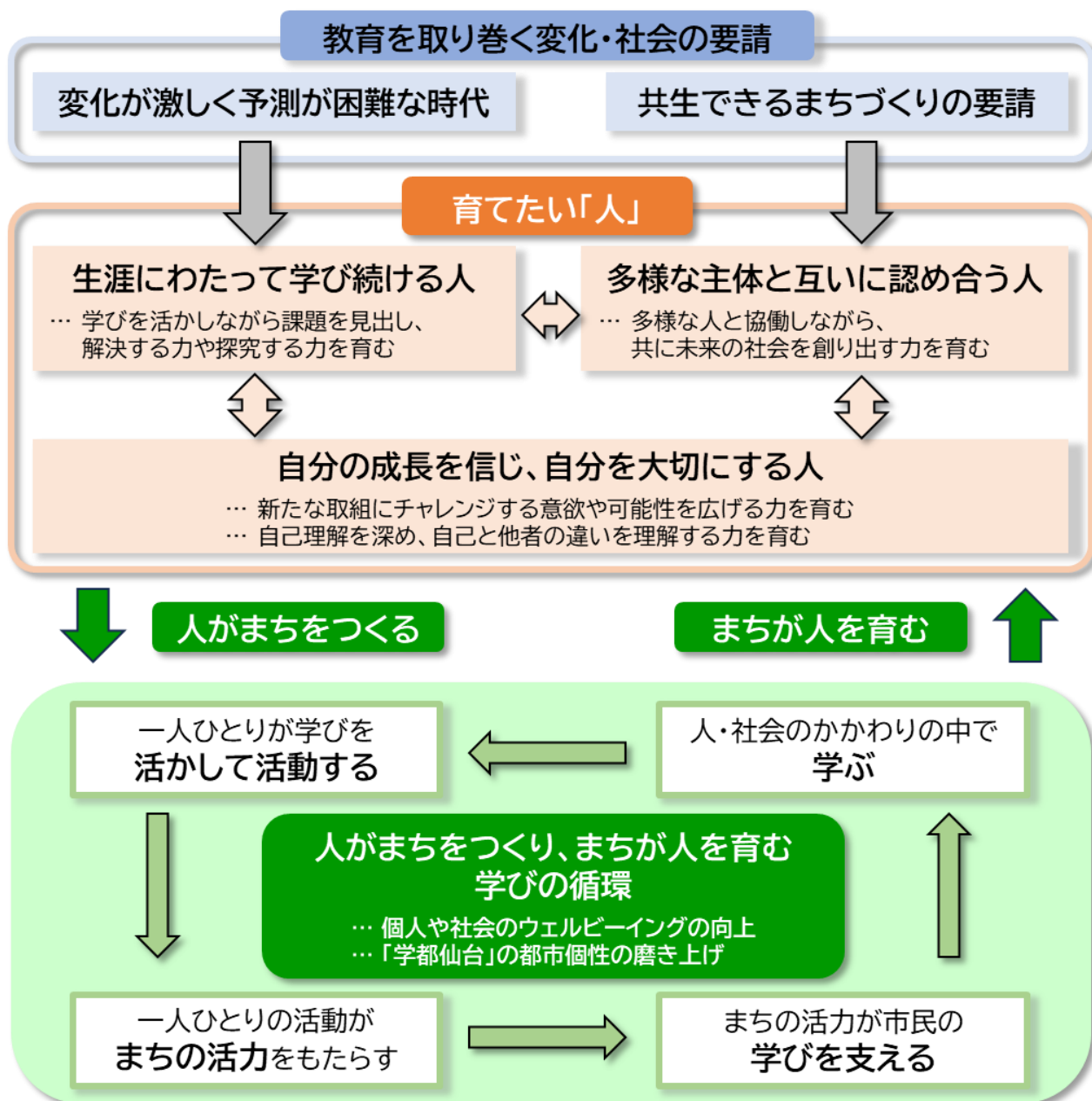
こうした学び続ける姿勢や互いを尊重する気持ちを持つ上では、自分の成長を信じ、自分を大切にすることもまた重要です。自分の成長を信じることは、新たな取組にチャレンジする意欲や可能性を広げる力を育むとともに、チャレンジに必要な知識や技能を得るために、自ら学び続ける意欲にもつながります。また、自分を大切にすることは、自己理解を深め、自己と他者の違いを理解する力を育むとともに、自分と同様に相手を大切にすることを認識し、相手の考え方や価値観を尊重することにもつながります。

そして、学び続けることで自身の成長を実感することや、他者を理解しようとする中で自分自身の新たな一面に気付くなど自己理解を深めることが、更に自分の成長を信じ、自分を大切にすることにもつながります。このことは、人生100年時代と言われる中、こどもだけではなく大人にも大切なことです。

■ 本市教育の使命と基本理念

こうした力や姿勢を備えることができるよう支えることは本市教育の使命です。「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環」のもと、自分の成長を信じ、自分を大切にしながら、多様な主体と互いに認め合い、生涯にわたって自ら学び続ける人を育み、その一人ひとりが学びを活かして活動することで、更なる学びや活動につながる。こうした好循環を実現することが、個人や社会のウェルビーイングの向上につながり、「学都仙台」としての本市の都市個性の更なる磨き上げや、持続可能なまちづくりにもつながります。

以上の考え方をもとに、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます」を、本市の教育における基本理念として掲げます。



第4章

教育施策

1. 教育施策の基本方針

社会状況の変化や本市の課題などを踏まえ、今後の5年間で取り組む教育施策の基本的な方針を次の5つにまとめ、それぞれの考え方に沿った効果的な施策展開を行うことで、第3章に掲げた基本理念の実現を図ります。

基本
理念

人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、
互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます

基本理念の実現に向けた教育施策の基本方針



基本方針1

一人ひとりが安心して学べる学校教育

(主な施策) いじめ防止等対策の推進、
登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進 など

基本方針2

主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

(主な施策) 国際的な視点に立った教育の推進、
仙台自分づくり教育の推進 など

基本方針3

多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

(主な施策) 豊かな心を育む教育の推進、
特別支援教育の充実 など

基本方針4

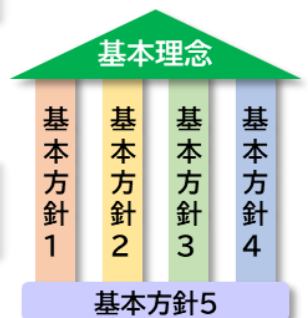
学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

(主な施策) あらゆる市民が主体的に学び合える環境の充実、
歴史や文化を活かした学びの充実 など

基本方針5

学びを支える持続可能な基盤づくり

(主な施策) 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革、
地域とともに歩む学校づくりの深化 など



基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育

児童生徒一人ひとりが幸福や生きがいを感じ、ウェルビーイングの高い状態を実現するためには、すべての児童生徒が、安心して学校へ通えるなど学びの機会を得られることが不可欠です。

これまでも学校と教育委員会が一体となり、安心して学べる学校づくりに取り組んできましたが、今なお、いじめに悩む児童生徒や登校に不安や悩みを抱える児童生徒がいることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見に向けた的確な対応の徹底や、児童生徒が安心して自分らしく学ぶための支援の更なる充実に取り組みます。また、保護者が孤立することなく安心してこどもと向き合えるよう、不安や悩みを抱える保護者に対する支援の充実に取り組みます。

基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

グローバル化の進展など、環境の変化が激しい時代においては、自ら学び続ける意欲を持ち、多様な人と積極的に関わり合いながら、課題を解決し、未来の社会を創り出そうとする姿勢が、これまで以上に重要となっています。

こうした姿勢を育むために、本市の「確かな学力の育成」の取組を基盤とし、自ら問いを立て、他者と協働しながら探究する主体的・対話的で深い学びの一層の充実に取り組むとともに、健康で生き生きと過ごすための「健やかな体の育成」など、よりよく生きる力を育む学校教育の実現を目指します。

基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中、年齢、性別、障害の有無、国籍など、様々な違いを認め合い、互いを尊重しながら、一人ひとりが活躍し、協働して未来の社会を創り出していくことが一層求められています。

そのためには、多様性に目を向け、自他を尊重し認め合う「豊かな心の育成」の取組を推進していくとともに、様々な環境にある一人ひとりが自分らしく学べる機会を保障し、自らの可能性を広げていくことができる学校教育の実現を目指します。

基本方針4 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

人生100年時代を迎え、障害の有無や国籍などに関わりなく、こどもから大人までのすべての人々が生涯にわたって学び続けることの重要性が高まっています。

一人ひとりが、それぞれのライフステージやニーズに応じた学びの機会を得られる環境を整備するとともに、学びの成果を地域に還元したり、児童生徒が学校で培った探究的な学びの姿勢を地域で発揮したりできるよう取り組みます。

基本方針5 学びを支える持続可能な基盤づくり

各種教育施策を効果的に推進するためには、その基盤となる施設整備や人材の確保・育成が不可欠です。

教職員をはじめとする教育を支える人々が意欲的に教育活動に取り組める環境を整えるとともに、そうした人々が自らの能力を伸ばすための支援の充実に取り組みます。また、学校と家庭、地域社会が連携・協働して社会全体でこどもを育てる基盤の充実や、学びを支える施設や設備の適切な整備に取り組みます。

2. 教育施策を進めるための各主体の役割

基本方針に基づく教育施策を進め、基本理念の実現につなげていくためには、本市の教育に関わる各主体が、その役割を意識し、互いに連携しながら取り組むことが不可欠となります。

■ 学校の役割

学校は、児童生徒が自ら進んで学習に取り組む意欲を高めながら、社会でよりよく生きるために必要な力や、自他を尊重し、多様な人と協働しながら学び続ける態度を育みます。また、児童生徒一人ひとりの可能性を引き出すことができる学びの環境を整えるとともに、教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合い、やりがいや誇りを持って教育活動に取り組める職場環境の構築を図ります。さらに、これまで培ってきた家庭や地域との協働の基盤を一層強化し、地域に開かれた学校づくりを推進します。

■ 家庭の役割

家庭は、すべての教育の出発点として、こどもとのふれあいを通じて豊かな情操を育むとともに、基本的な生活習慣や自立心など、心身の調和の取れた発達に大きな役割を果たします。保護者は、こどもの教育に対して第一義的な責任を有しており、学校や地域、行政と相互に連携しながら、こどもの健やかな成長を支えていきます。

■ 地域の役割

地域は、多世代の住民や様々な事業者、団体、教育機関等から成り、日常的な大人との関わりや多様な体験機会の提供を通じて、こどもたちが社会性や自主性を育む場であるとともに、ライフステージに応じた学びの場としての役割も担います。また、生涯学習や地域課題への参画を通じて、住民同士のつながりや生きがいを創出し、課題解決に取り組む力や社会教育を担う人材の育成にも寄与します。学校や社会教育施設を地域の交流の核とし、家庭とも連携しながら、こどもの育ちを支える豊かなコミュニティの形成を目指します。

■ 教育委員会の役割

教育委員会は、学校教育、家庭教育、社会教育の各分野において、すべての人に安心して充実した教育機会が提供されるよう、環境を整備する責務を担います。教育構想に基づき、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に果たせるよう支援を行い、各種教育施策を着実に推進します。

3. SDGsとの関係

持続可能な開発目標（SDGs）では、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた17の目標を掲げており、このうち目標4「質の高い教育をみんなに」では、すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することを掲げています。SDGsの理念や目標を実現していくためには、現代社会が直面する環境、貧困、人権、平和、開発といったグローバルな課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む姿勢が重要です。

本市においても、学校教育や生涯学習における学びを通じて、自ら課題を見出し、解決する力や、多様な人と協働しながら未来の社会を創り出す力を育めるよう、SDGsの理念を踏まえ、各種教育施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4. 各種施策

本教育構想では、5つの教育施策の基本方針の考え方に沿った32の施策を設定し、各施策の取組方針を踏まえ、具体の教育事業を推進します。

教育事業の中には、「人権教育の推進（施策1-4・施策3-1）」のように複数の施策で取り組む事業や、「障害理解教育の推進（施策3-2）」のように他の施策の取組方針にもつながる事業があるほか、基本方針5における事業は各種施策を効果的に推進するための基盤の充実につながるなど、複数の施策に関連する事業があります。

基本理念の実現に向け、それぞれの教育事業がより効果的な取組となるよう、各種施策を有機的に連携させながら取り組んでまいります。

教育施策の体系

基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育

施策1-1 いじめ防止等対策の推進

施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進

施策1-3 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進

施策1-4 互いを理解し思いやる心を育む教育の推進

基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

施策2-1 国際的な視点に立った教育の推進

施策2-2 仙台自分づくり教育の推進

施策2-3 仙台版防災教育の推進

施策2-4 きめ細かな指導の充実

施策2-5 デジタル学習基盤を活用した協働的で一人ひとりに適切な学びの推進

施策2-6 幼児期からの切れ目ない教育の推進

施策2-7 魅力ある高校教育の推進

施策2-8 望ましい食習慣・生活習慣づくりの推進

施策2-9 体力の向上を目指した運動の日常化の推進

基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

施策3-1 豊かな心を育む教育の推進

施策3-2 特別支援教育の充実

施策3-3 様々な学びの求めに応じた支援の充実

基本方針4 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

施策4-1 あらゆる市民が主体的に学び合える環境の充実

施策4-2 社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供

施策4-3 とともに学び合える共生社会の推進

施策4-4 地域における学びと実践の機会の充実

施策4-5 歴史や文化を活かした学びの充実

施策4-6 アートを活かした地域の魅力の創出

基本方針5 学びを支える持続可能な基盤づくり

施策5-1 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革

施策5-2 教員の資質・能力の向上と人材確保

施策5-3 社会教育事業に携わる職員等の育成

施策5-4 自ら学ぶとともに、市民の学びをサポートする地域人材の育成と活躍促進

施策5-5 地域とともに歩む学校づくりの深化

施策5-6 家族がともに学び、ふれあう機会づくりの推進

施策5-7 学びを支える経済的な支援

施策5-8 学校規模適正化の推進

施策5-9 学校や社会教育施設の計画的な整備

施策5-10 デジタル学習基盤の整備

基本方針1 一人ひとりが安心して学べる学校教育

施策1-1 いじめ防止等対策の推進

■ これまでの主な事業

いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置、いじめ対策支援員の配置、
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、
スクールロイヤー※による相談支援、インターネット巡視、教職員向け研修

■ 施策の取組状況等

- 本市では、いじめ防止等対策を最重要課題の一つと位置づけ、「仙台市いじめの防止等に関する条例」のもと、保護者や地域住民並びに関係機関との連携を図りながら、学校と教育委員会が一体となり、いじめの防止、早期発見及び適切かつ迅速な対処等に取り組んできました。
- 学校におけるいじめの未然防止や教職員の対応能力向上に取り組むとともに、学校におけるいじめ対策の中核を担ういじめ対策専任教諭や児童支援教諭の配置のほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなどの専門職の配置拡充や相談支援の実施など、いじめへの組織的な対応力向上に取り組みました。また、1人1台端末を活用した心の健康観察やSNSによる相談窓口の対象者拡大、インターネット巡視の実施など、いじめの早期発見・早期対応の取組を進めました。
- 教職員が、児童生徒の心身の状態の変化を把握し、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、学級生活アンケート調査を実施してきました。
- 各学校において、児童生徒が声を上げやすい環境づくりを進めるとともに、積極的にいじめを認知し、いじめの早期発見・早期対応に努めています。
- 今なお、いじめに悩む児童生徒がいることを踏まえ、組織的な対応力の更なる向上に取り組むとともに、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組の充実を図る必要があります。



取組方針

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー等の専門職や、いじめ対策支援員・さわやか相談員※等による相談支援体制の充実を図るとともに、複数の専門家により構成された「学校支援チーム」を設置するなど、いじめ防止等対策の体制強化に取り組めます。
- いじめ対策専任教諭・児童支援教諭を中心として、特別支援教育コーディネーターや不登校支援コーディネーター※等を含めた教職員間の情報共有の徹底や、教職員と専門職間の連携強化に加え、校内研修の充実による教職員の対応能力の向上を図るなど、いじめへの組織的な対応力の向上に取り組めます。
- 学級の状況や児童生徒の心身の状態についてデータで把握するツールの活用を進め、児童生徒への支援に活かすほか、24時間いじめ相談電話やSNS相談などの相談窓口の周知を行うなど、より相談しやすい環境整備を進めるとともに、仙台市いじめ等相談支援室^{エスケット}などの関係機関と連携しながら、いじめの早期発見・早期対応の取組を進めます。

施策1-2 登校に不安や悩みを抱える児童生徒への支援の推進

■ これまでの主な事業

「ステーション」の設置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援、教育支援センター「**児遊の杜**」※「**杜のひろば**」の教育支援・訪問相談支援、ICTを活用した不登校児童生徒支援

■ 施策の取組状況等

- 本市における不登校児童生徒数は増加傾向が続いており、個々の状況に応じた適切な支援が求められています。
- 在籍する学級以外での学校における居場所となる「ステーション」の設置拡充に取り組むとともに、「ステーション」や別室へ通う児童生徒へ訪問支援を行う学校訪問対応相談員を増員するなど、登校に不安や悩みを抱える児童生徒を支援する環境整備に取り組んできました。
- 児童生徒個々の状況に応じた多様な学びの場として、教育支援センター（児遊の杜）や教育支援センターサテライト（杜のひろば）での活動の充実や、フリースクール等民間施設への通所の支援、1人1台端末を活用したオンライン学習や、仮想空間を活用した居場所づくりなど、多様な学びの機会の保障に向けた取組を進めました。
- 登校に不安や悩みを抱える児童生徒が、安心して学べる機会を得ることができるよう、学校内外における個々の状況にあった多様な学びの場の整備や、相談体制の充実に取り組む必要があります。



取組方針

- 研修等を通じて登校に不安や悩みを抱える児童生徒への理解を深めるとともに、そうした一人ひとりについて、専門職や保護者等と連携しながら、その要因等の把握や適切な支援に努めます。
- 「ステーション」が児童生徒にとって安心できる居場所となるよう効果的な運営や環境整備に取り組むとともに、更なる設置拡充を進めます。
- 登校に不安や悩みを抱える児童生徒の多様な学びの機会を保障するため、教育支援センターにおける支援やICTを活用した学習機会の充実に取り組むほか、こども若者相談支援センターやフリースクール等民間施設との連携強化を図るとともに、学びの多様化学校※の中学校の設置に向けた準備を進めます。



杜のひろばにおける支援活動

施策1-3 保護者の不安や悩みに寄り添う取組の推進

■ これまでの主な事業

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる保護者支援、
不登校に関する保護者支援（親の会）

■ 施策の取組状況等

- 保護者の抱える不安や悩みに寄り添う取組として、各学校に配置しているスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談支援を行っており、相談件数は増加傾向にあります。
- 不登校児童生徒の保護者に対し、教育支援センター相談員による相談支援や、保護者同士が気軽に悩みや経験、情報を共有できる交流の場として、親の会を実施しています。
- 登校に不安や悩みのある児童生徒を支援するための情報誌を作成して配布したほか、不登校や登校への不安や悩みに関する相談窓口をホームページで周知しています。
- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者や、身近に相談相手がいない状況にある保護者など、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。



取組方針

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談支援の充実に取り組みるとともに、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を進めるなど、不安を抱える保護者への効果的な支援に取り組みます。
- 様々な悩みを抱える保護者がお互いの経験を分かち合い、安心感や新たな情報が得られる空間づくりとして、同じ悩みを抱える保護者同士の交流の場の充実を図ります。
- 保護者の不安や悩みに対応する情報の発信を進めるとともに、相談窓口の周知を図りながら、保護者が安心して相談できる環境づくりに取り組みます。

仙台市役所全庁を挙げたいじめ防止等に関する取組

本教育構想は教育の振興のための施策に関する基本的な計画であることから、教育委員会の施策の方向性を示すものとなっていますが、本市では教育委員会のみならず市役所が一丸となっていじめ防止等対策に係る各種取組を実施しています。

平成31年には「仙台市いじめの防止等に関する条例」を制定するとともに、同条例等に基づき、市や学校、保護者、地域住民などが連携していじめの防止等の対策を進めるための基本的な方針として、「仙台市いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止や早期発見、早期対応のための対策を総合的に推進しています。市長部局では、仙台市いじめ等相談支援室^{エスケット}S-K-E-Tの運営等の各種施策に取り組んでいるところです。

同条例の前文に掲げる「社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を醸成し、未来を創るかけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができるまちを実現する」との決意のもと、これまで以上に関係部局間の連携を緊密にし、取組を徹底してまいります。

施策1-4 互いを理解し思いやる心を育む教育の推進**■ これまでの主な事業**

人権教育の推進、命を大切にせる教育、たくましく生きる力育成、いじめ防止「きずな」アクション

■ 施策の取組状況等

- 人権教育資料「みとめあう心」を活用した、生命の尊重や多様性を認め合い自他の人権を尊重する態度を育む授業の実践を通して、児童生徒が自他の考えや意見を理解し、自分と異なる意見や立場を尊重するように指導してきました。
- 各学校では、道徳科や特別活動、総合的な学習の時間等の中で「生命の尊重」や「自己肯定感の向上」、「ストレスへの対応」など、命を大切にせる学習に取り組み、児童生徒が自他を大切にし、共感的な人間関係を育むことができるように努めてきました。
- 仙台自分づくり教育において、たくましく生きる力育成プログラムや社会と関わる様々な体験活動等を実施し、互いのよさを認め合う活動や、多様な価値観や生き方に触れる経験を通して、自己肯定感や人と関わる力を育みました。
- 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、望ましい学級集団づくりに努めるとともに、児童生徒がいじめ防止の取組について企画・実施するいじめ防止「きずな」アクションを各学校で実施し、主体的かつ積極的にいじめ防止活動に取り組むことを通じて、児童生徒のいじめ防止に対する意識向上を図りました。
- 学校教育全体を通して、困っている人に優しく声を掛ける、人の役に立つことを進んで行う、他者との共生や異なるものへの寛容さを持つなど、児童生徒の豊かな心を育むことで、いじめなどの問題行動の未然防止を図っていく必要があります。

**取組方針**

- 人権教育等について、これまでの授業実践を踏まえた改善や関係機関との連携を図りながら、児童生徒の豊かな心を育むための取組の充実に努め、児童生徒が人権の意義・内容や重要性について理解し、自他の大切さを認める態度や意識の向上を図ります。
- 命を大切にせる教育の授業実践を踏まえたプログラムの改善を図り、豊かな心を育む効果的な授業実践を通して、児童生徒が互いの命を大切にせる心を育み、望ましい人間関係の形成や自己肯定感の向上を図ります。
- 児童生徒による主体的ないじめ防止活動を通して、いじめ防止に向けた児童生徒の意識向上に取り組むとともに、地域や家庭への広報に取り組み、社会全体でいじめから児童生徒を守る意識の醸成を図ります。
- 教員の指導力や学級経営力の向上を図るとともに、学級の状況や児童生徒の心身の状態についてデータで把握するツールも活用しながら、いじめを生まない学級風土の醸成や学級づくりの支援に取り組めます。

基本方針2 主体的に学ぶ意欲を伸ばし、よりよく生きる力を育む学校教育

施策2-1 国際的な視点に立った教育の推進

■ これまでの主な事業

新教科の創設、外国語教育の推進、A L T配置の拡充、国際交流事業の充実、
帰国・外国人児童生徒等支援

■ 施策の取組状況等

- 小学校において、英語専科教員による外国語指導や、中学校・高等学校等に配置されているA L Tの派遣を実施したほか、中学校において、生徒の英語力を客観的に把握・分析し、授業の改善につなげるなど、外国語教育の向上を図ってきました。
- グローバル化の進展により、人や物財、情報の国境を越えた移動が活発化しており、本市においても、外国人住民数が増加傾向にある中、日本語や学校生活の支援が必要な帰国・外国人児童生徒等に対する支援の充実に取り組んできました。東北大学の国際卓越研究大学認定など、身の回りでのグローバル化がますます進展することが予想されており、こうした支援の需要は更に高まるものと考えられます。
- 児童生徒が当事者意識を持って、多様な文化や価値観を持つ人々と積極的にコミュニケーションを図り、協働しながら課題を発見・解決する力や探究する力を伸ばしていけるよう、これまで取り組んできた仙台自分づくり教育と関連させた、効果的な学びを展開することが求められています。



取組方針

- どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るかを考え、その実現を目指して学び続ける子どもたちを育てるため、国際的な視点に立った教育を推進します。
- 当事者意識を持って他者と積極的にコミュニケーションを図り、問題を発見・解決できる資質・能力を育成するため、教育課程特例校制度※の活用による小中学校で一貫して学ぶ英語を核とした新教科について、令和11年度の全市立小中学校での実施に向けて準備を進めます。
- 子どもたちが早くから多様な価値観や文化に触れ、柔軟な思考や国際感覚を身に付けることができるよう、外国語教育を推進するとともに、全市立小学校へのA L Tの段階的な配置拡充に加え、在外教育施設※派遣等の経験のある教員や留学生、オンラインによる国際交流などを活用し、授業や日常の中で自然に異文化に触れられる環境を整備していきます。
- 国際的な視点に立った教育の推進拠点となる学校外教育施設を設置し、新教科実施に向けた支援のほか、教育課程外の国際教育に関連する学びの創出や帰国・外国人児童生徒等に対する初期支援などを行います。

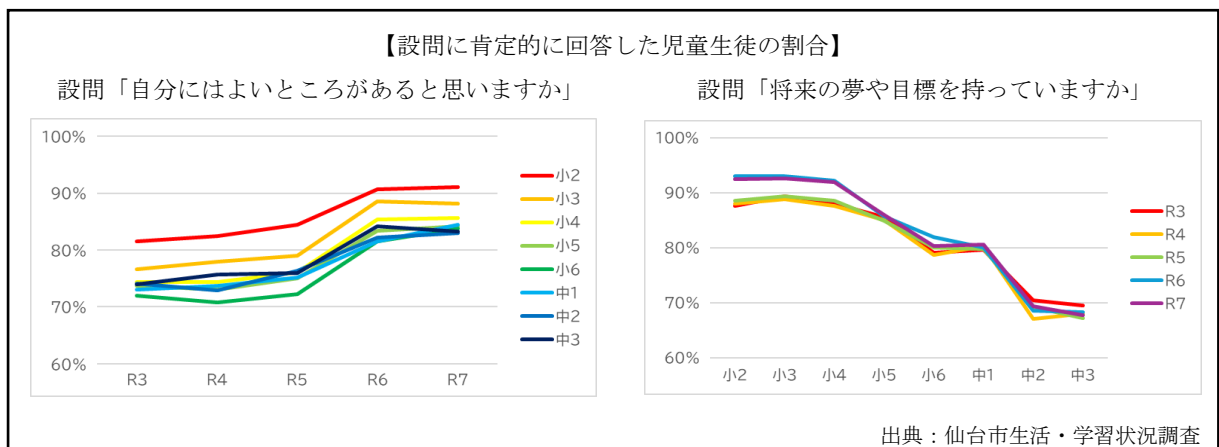
施策2-2 仙台自分づくり教育の推進

■ これまでの主な事業

たくましく生きる力育成、職場体験活動、仙台子ども体験プラザ事業、
自分づくり夢教室・職業講話、^{がくがく}楽学プロジェクト※

■ 施策の取組状況等

- 変化が激しく将来が展望しにくい時代の中で、児童生徒が自ら夢を描き、実現しようとする意欲や、社会的・職業的自立に必要な態度や能力を育む必要性が増えています。社会的自立を内面から支える力を育てるたくましく生きる力育成プログラムの実践を進めてきたほか、地域・企業と連携した職場体験活動や、仙台子ども体験プラザでの体験型経済教育プログラム、地域や市内で活躍する社会人講師の話を書く自分づくり夢教室・職業講話など、児童生徒が体験を通して、経済活動や生活設計を学ぶ機会や将来について考える機会の充実に取り組んできました。
- 仙台市生活・学習状況調査における「自分にはよいところがあると思いますか」という設問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合は年々増加傾向にあります。一方で「将来の夢や目標を持っていますか」という設問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合は、小学校6年生より中学校3年生が大きく下回る傾向があります。



取組方針

- 各教科と関連付けながら取組を進める「たくましく生きる力」の育成を通して、児童生徒が学ぶ意義を実感し、自ら学ぶ意欲を高めることや、人や社会との関わりを大切にする態度の醸成など、変化の激しい時代を生き抜く力を育みます。
- 地域人材や企業、関係機関との連携を高め、職場体験活動や自分づくり夢教室・職業講話などの充実に取り組むとともに、時代の変化を踏まえた各種事業の在り方について検討を進めます。



左：職場体験活動
右：仙台子ども体験プラザ
(スチューデントシティ)

施策2-3 仙台版防災教育の推進

■ これまでの主な事業

「仙台版防災教育実践ガイド（改訂版）」の活用、「仙台版防災教育副読本」の作成と活用、震災遺構「仙台市立荒浜小学校」の活用、児童生徒による故郷復興プロジェクト、仙台版防災教育研修の実施

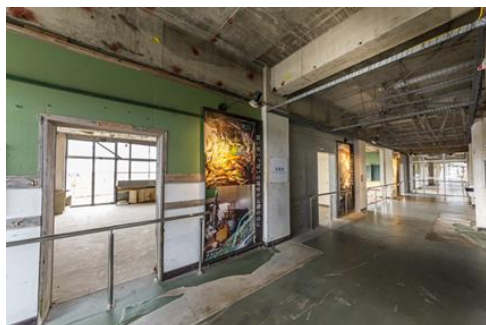
■ 施策の取組状況等

- 未曾有の被害をもたらした東日本大震災から令和8年3月で15年が経過し、小学校・中学校の児童生徒は震災後に生まれたこどもたちになります。このような中、引き続き震災の記憶と教訓を風化させず未来に継承するため、防災教育を推進する必要があります。
- 「仙台版防災教育実践ガイド（改訂版）」や「仙台版防災教育副読本」等を活用し、各学校や地域の実情に応じた防災教育の実践を進めてきました。また、小学校において震災遺構「仙台市立荒浜小学校」を活用した体験型の防災教育を実施し、東日本大震災における津波の脅威や教訓等を学ぶことで、児童の防災対応力向上を図ってきました。
- 東日本大震災以降、復興への願いや支援への感謝の気持ちを発信するため、全市立小中学校等の児童生徒が3.11に合わせて復興折り鶴を作成し、仙台七夕まつり会場に展示する「児童生徒による故郷復興プロジェクト」を実施してきました。
- 新任校長や新任教諭を対象とした震災遺構を活用した研修を実施するとともに、各学校の防災主任を対象とした仙台版防災教育研修を実施し、講話や演習、情報交換等を通して防災教育年間指導計画の改善を図りました。



取組方針

- 震災遺構等の積極的な活用や地域との一層の連携を図りながら、東日本大震災の経験や教訓を活かし、平常時から災害に備え、災害時に自分の命を守り、安全を確保する自助の力や、平常時から地域の一員として他の人や地域の力となり、災害時の対応や復興に協力し参画する共助の力を育みます。
- 仙台版防災教育研修などを通して防災主任等の役割を再確認するとともに、児童生徒の防災対応力（平常時における「防災」と災害時における「災害対応」の二つの視点を踏まえた「自助の力」と「共助の力」）の更なる育成を図ります。
- 学校教育全体において、命の大切さや思いやりの心、感謝の心を醸成し、進んで他の人や地域と関わり、助け合い、支え合うことを通して、災害発生時などに人として取るべき行動の根底となる心や態度を育みます。



震災遺構「仙台市立荒浜小学校」



「児童生徒による故郷復興プロジェクト」の復興折り鶴飾り

施策2-4 きめ細かな指導の充実

■ これまでの主な事業

標準学力検査、生活・学習状況調査、大学連携による指導力向上、少人数指導、科学館学習・天文台学習

■ 施策の取組状況等

- 基礎的知識の習得、応用力の育成、学習意欲の向上など、児童生徒の確かな学力の育成に向け、「すべての子どもたちの可能性を広げるために」を理念とする「仙台市確かな学力育成プラン2023」を令和4年度に策定し、各種取組を進めています。
- 本市独自の標準学力検査や生活・学習状況調査の結果について大学と連携して行った分析を活用し、効果的な指導方法の工夫や改善事例を各学校に展開したほか、授業実践力向上のためのレベルアップ研修を実施するなど、各学校での授業の改善に取り組みました。
- 少人数指導に係る教員を配置し、児童生徒の習熟度に応じた指導やティーム・ティーチングを実施するなど、きめ細かな指導を行うことで、学習意欲の向上や児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導の充実に取り組みました。
- 児童生徒の置かれた状況が多様化している中、一人ひとりに合わせた個別最適な学びや、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組む必要があります。



取組方針

- 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善やカリキュラム・マネジメントの適切な実施、社会教育施設や大学等との連携を図りながら、教育活動の質の向上に取り組めます。
- 本市独自の標準学力検査や生活・学習状況調査の在り方を含め、効果的な児童生徒の学習到達度の把握と分析について検討し、授業づくりや指導方法の改善に取り組めます。
- 個別最適な学びを通して、児童生徒一人ひとりの特性や学習の進度、理解度に合わせて学習方法や教材を調整し、個々の能力を最大限に引き出すことを目指します。



少人数指導の様子



科学館学習

施策2-5 デジタル学習基盤を活用した協働的で一人ひとりに適切な学びの推進

■ これまでの主な事業

I C Tを活用した授業実践、児童生徒の情報活用能力の育成、家庭学習の推進

■ 施策の取組状況等

- 学校教育の情報化に係る教育分野全般に関する施策の方向性を定め、学校教育の情報化の更なる推進を図るため、「これからの社会を、たくましくしなやかに生き抜く力を育む～子どもたちが主体的に学び取るために～」を理念とする「仙台市学校教育情報化推進計画（令和5～9年度）」を令和4年度に策定し、各種取組を進めています。
- G I G Aスクール構想のもと整備が実現した児童生徒の1人1台端末や、授業支援ツール等のソフトウェアの活用を推進したほか、I C Tを活用した効果的な授業実践の普及・啓発を行うなど、児童生徒一人ひとりに合わせた個別最適な学びと、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びの推進に取り組みました。
- 各学校における年間指導計画に、情報モラルに関する授業を位置づけて実践したほか、授業参観で実施可能なモデル授業の作成に取り組むなど、情報モラル・メディアリテラシーの向上に取り組みました。
- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現するため、1人1台端末等を活用した授業実践事例を創出し、各学校への事例を共有するなど、I C T環境を活用した授業実践の充実を図りました。
- 児童生徒一人ひとりの情報活用能力を向上させるため、各学校で年間指導計画を作成し、情報技術の基本的な操作の習得やプログラミング的思考の育成、情報モラル教育等に関する授業を計画的に実践しました。生成A Iなどの情報技術の急速な発展を踏まえ、情報モラル・メディアリテラシー等の向上を図っていくことが重要です。



取組方針

- 多様で大量の情報を扱うことができる、時間や空間を問わずに情報をやり取りすることができる、思考の過程や結果を共有することができるなどのデジタル学習基盤※の特性を活かして、協働的で一人ひとりに適切な学びを実現するための取組を進めます。
- 情報技術を適切かつ効果的に活用する力と、情報技術の特性の科学的な理解や情報モラル・メディアリテラシー等を併せて育み、学びを自律的かつ探究的・創造的にするための児童生徒の情報活用能力の育成に取り組めます。
- 学習の基盤となる1人1台端末やソフトウェアの活用により蓄積された学習履歴等の教育データを活用しながら、児童生徒の育成すべき資質・能力の向上を意識した支援の充実や授業改善に取り組めます。
- 個に応じた学習を支援するウェブサイトの充実に取り組むなど、児童生徒の学びに向かう力の向上を図り、自らの学びを自律的かつ探究的・創造的にすることができるようにします。

施策2-6 幼児期からの切れ目ない教育の推進

■ これまでの主な事業

幼保・小連携推進、スタートカリキュラム※の実施、小1生活・学習サポーター、小中連携推進

■ 施策の取組状況等

- 入学や進学に伴う環境変化等への適応の難しさから、児童生徒自身の成長や学校生活に影響が及ばないよう、各団体が連携し、学校段階間の接続を円滑に行うことが重要です。
- 幼稚園・保育所・こども園等と小学校との接続では、スタートカリキュラムや幼保小合同研修の実施により、教職員の相互理解や円滑な連携に関する関係者の意識向上に取り組みました。
- すべての市立小中学校において、「9年間で育む子ども像」を共有し、義務教育9年間を通して、系統的な教育を行うことができるよう、小中合同のあいさつ運動や児童生徒合同会議といった児童生徒同士の交流のほか、中学校からの出前授業や教員相互の授業交流など、小中連携の取組を推進してきました。



取組方針

- 「仙台市幼児教育の指針」を踏まえつつ、幼保・小に関わる関係機関・団体との連携を図りながら、幼児教育で培った資質能力を小学校へと円滑につなげる取組を進めます。
- 義務教育9年間を通して系統的な教育を切れ目なく行うことができるよう、小中学校間で児童生徒同士の交流や教員間の連携を深めるとともに、高等学校等進学時の効果的な引継ぎの在り方について検討を進めます。



小1生活サポーター



小中連携
(体力運動能力テスト)

施策2-7 魅力ある高校教育の推進

■ これまでの主な事業

進路指導支援（就職支援員の配置、スキルアップセミナー等の実施）、特色ある高校づくり

■ 施策の取組状況等

- 進路指導支援の取組や就職支援員の配置、就職活動の基本を指導するスキルアップセミナーの実施などにより、生徒一人ひとりの進路意識の喚起と、進路希望の実現の支援に取り組みました。
- 令和7年度に仙台工業高等学校において「情報科」を新設するなど、社会の変化や要請を踏まえ、各学校において特色のある教育を推進してきました。
- 少子化の進行により高等学校の志願者数が減少する中、各学校の特色や魅力を更に充実させる必要があります。



取組方針

- 社会人として必要な資質・能力の育成と進路希望の実現を目指し、市立高等学校及び中等教育学校において、大学や地域、関係機関等との連携を深めながら、各学校の教育課程の特徴を活かした学習指導や進路指導の充実を図ります。
- 各学校において、教育課程等の点検・見直しを進めるとともに、学校に期待される社会的役割や教育内容を踏まえ、より一層の魅力と特色のある教育活動の実現に取り組みます。

《仙台高等学校》

生徒の学力向上と進学目標の達成に向け、学年に応じた進学重視型単位制のカリキュラムの充実を図り、少人数による普通科教育を展開します。

《仙台工業高等学校》

工業教育の基礎・基本の充実や資格取得の推進を図るとともに、地域や産業界との連携によるデュアルシステム※を通じ、実践的な技能・技術の獲得と確かな職業観の醸成に取り組みます。

《仙台商業高等学校》

基礎学力の向上と商業教育の基礎的・基本的知識の習得に重点を置き、資格取得を奨励します。また、組織の一員として社会の変化に柔軟に対応する創造性やコミュニケーション能力を身に付けた人材を育成するビジネス教育を推進します。

《仙台大志高等学校》

生徒一人ひとりの様々な個性や学習ニーズに応えるため、主体的に学ぶことができる時間の保障と多様な履修を可能とするカリキュラムを提供します。

《仙台青陵中等教育学校》

体験や社会とのつながりを重視した教育活動を通じ、学力の向上と自立した人間の育成を目指し、計画的な6年間の一貫教育を展開します。

施策2-8 望ましい食習慣・生活習慣づくりの推進

■ これまでの主な事業

学校における食育の推進、食物アレルギー対応、生活習慣向上への取組

■ 施策の取組状況等

- 食物アレルギーに関して除去食や代替食を提供しているほか、「食物アレルギー対応の手引」について、最新情報や事事例集を掲載する等の改訂を行うなど、安全で安心な給食提供に取り組みました。また、学校給食センターにおける調理講習会や親子食育講座など、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けるための取組を進めてきました。
- 健康診断の調査結果を活用し、生活習慣病の発症リスクが高い児童生徒を対象とした精密検査につなげるなど、疾病の早期発見や生活習慣の改善に取り組みました。
- 児童生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進できるよう、健康に関する意識の向上に向けた指導・啓発が求められます。



取組方針

- 食物アレルギーへの対応を含め、安全で安心な学校給食の提供を行うとともに、地場産物を積極的に活用するなど給食を生きた教材として活用し、食の大切さや文化等への理解を深めます。
- 児童生徒が食の選択などについて正しい理解を深め、望ましい食習慣を養うため、食に関する学習の機会の充実を図るとともに、給食試食会や親子食育講座などを通して、家庭における食育への理解を深める取組を進めます。
- 規則正しい生活が学習意欲や健全な体の成長につながることから、健康診断の調査結果や健康課題に関する研修会などを通し、児童生徒の健康に対する意識醸成や生活習慣向上に向けた取組を進めます。



学校における食育



左上：情報科の授業風景（仙台工業高等学校）

左下：商品開発（仙台商業高等学校）

施策2-9 体力の向上を目指した運動の日常化の推進

■ これまでの主な事業

児童生徒の体力・運動能力向上、部活動指導員等の派遣、部活動地域展開※の検討

■ 施策の取組状況等

- 本市児童生徒を取り巻く状況の変化や過去プランの成果と課題を踏まえ、「バランスよく食べて、進んで運動し、ぐっすり眠る、笑顔と元気あふれる仙台っ子」を目指す児童生徒の姿とする「仙台市健やかな体の育成プラン2024」を令和5年度に策定し、各種取組を進めています。
- 健康教育推進校において家庭内で体力・運動能力調査の結果を共有できる集計システムを試行的に導入し、動画コンテンツを活用した授業づくりを行うなど、児童生徒の望ましい運動習慣の形成に取り組みました。
- 各区体育振興会主催によるスポーツイベントや学校へのアスリートの派遣など、児童生徒の運動への興味関心を高める取組を行いました。
- 部活動について、専門的な技術指導が行える部活動外部指導者・部活動指導員を学校へ派遣し、顧問となる教職員の指導力向上や負担軽減に取り組みました。また、仙台市部活動地域展開検討協議会を立ち上げ、文化部も含めた部活動地域展開の在り方の方針の検討に取り組んでいます。
- 学校での水泳授業について、猛暑による授業の中止や指導員の不足、設備の維持改修に係る財政負担といった課題が指摘されています。
- 児童生徒の体力や運動習慣の低下が課題となる中、日常的に運動に親しむ機会を確保するとともに、運動に対する動機付けを進めていく必要があります。



取組方針

- 体育授業や学校における運動環境づくりに加え、アスリートの派遣や地域と連携したスポーツイベントの実施などを通じて、運動の魅力や楽しさを味わう機会を提供することにより、児童生徒の運動への意欲や関心の向上に取り組みます。
- 部活動指導員等の積極的な活用などにより、望ましい指導と運営に関する体制づくりを進めます。また、将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保するため、国の動向を踏まえつつ、部活動の地域展開に関する検討を進めます。
- 猛暑等による水泳授業への影響や、施設の老朽化や維持管理の負担等を考慮し、民間等のプール施設での水泳授業実施を基本とし、複数年をかけて移行します。



学校へのアスリート派遣

基本方針3 多様性を尊重し、ともに学び合う学校教育

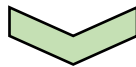
施策3-1 豊かな心を育む教育の推進

■ これまでの主な事業

道徳教育、命を大切にする教育、人権教育の推進、音楽・芸術の鑑賞会

■ 施策の取組状況等

- 各学校における児童生徒の実態等を踏まえた道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成・活用し、学校の教育活動全体を通して命を大切にする心や他者への思いやりの心、規則を尊重する態度の育成に努めました。
- 「仙台版 命と絆プログラム～命を大切にする教育の手引～」を活用した実践事例を収集し、各学校での活用を促進したほか、研修会を実施するなど、命を大切にする教育の効果的な実践に取り組みました。
- 人権教育資料「みとめあう心」を活用し、生命の尊重や、多様性を認め合い自他の人権を尊重する態度を育む授業を各学校で実践してきました。また、オーケストラやミュージカル鑑賞会などを通じた豊かな感性を育む授業を実践しました。
- 社会の多様化が進む中、一人ひとりが多様性に目を向け、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、協働していく姿勢が重要となっています。



取組方針

- 学校における道徳教育に対する家庭や地域からの理解と協力を得るとともに、関係部局との連携を深めながら、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進します。
- 命を大切にする教育について、関係部局や地域と連携協力を進めるとともに、これまでの授業実践を踏まえたプログラムの改善を図り、児童生徒の豊かな心を育むためにより効果的な授業となるよう検討を行います。
- 児童生徒が自他の生命や人権を尊重する重要性を理解するとともに、命を大切にする心や、互いを理解し、思いやる心を育む教育を推進します。
- 文化や芸術に触れ、体験する機会を充実させ、児童生徒の豊かな人間性を涵養し、創造力や感性、他者と共感し合う心の育成に取り組みます。



ふれあいオーケストラ楽器体験

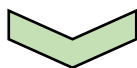
施策3-2 特別支援教育の充実

■ これまでの主な事業

障害理解教育の推進、交流及び共同学習の推進、インクルーシブ推進教諭の配置、指導支援講師・指導支援員・指導補助員・介助員・看護師の配置、特別支援学級・通級による指導体制の充実、ICTを活用した療養中児童生徒支援

■ 施策の取組状況等

- 本市の特別支援教育は、特別支援教育を取り巻く状況の変化や国の障害者施策の進展等を踏まえ、「大切なひとり 共に生きるみんな」を理念とする「仙台市特別支援教育推進プラン2023」を令和4年度に策定し、各種取組を進めています。
- 特別支援学級や通常の学級において、障害のある児童生徒の学習や学校生活を支援する人員を拡充したほか、保護者や関係機関との窓口を担う専任特別支援教育コーディネーター（インクルーシブ推進教諭）をモデル校に配置するなど、特別支援教育の体制強化に向けた取組を進めました。
- 通常の学級に在籍している軽度の聴覚障害やことばに課題がある児童生徒、LD※・ADHD※等のある児童生徒に対して一部特別な指導を行う通級指導教室について、小中学校における教室を拡充したほか、通級指導教室が設置されていない学校へ担当教員が出向いて指導を行う通級巡回指導モデル事業を実施しました。また、読み書きに困難を抱える児童生徒や病気療養のために入院又は自宅療養している児童生徒に対し、ICTを活用した指導・支援ツールの提供や遠隔教育を実施するなど、多様な教育的ニーズに応じた支援の充実を図りました。
- 障害のある児童生徒や配慮が必要な児童生徒が増加傾向にある中、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援の充実が求められています。



取組方針

- 多様性を認め合い、相互理解を深めることで、児童生徒一人ひとりが安全で安心して過ごせる学校となるよう、一層の障害理解教育の推進に取り組みます。
- インクルーシブ推進教諭を中心に、特別支援教育コーディネーターのコーディネート機能の充実を図り、地域における支援体制の整備や関係機関との連携強化に取り組みます。また、通常の学級における特別支援教育体制の充実を図るため、教職員を対象とした特別支援教育に関する研修を行います。
- 障害のある児童生徒一人ひとりにとっての適切な学びについて保護者と共に考えるとともに、個々の状況に合わせた支援を行うために必要な人員の配置など、体制の強化に取り組みます。
- 各学校における個別の教育支援計画・指導計画の活用状況を検証するとともに、仙台市発達相談支援センター（アーチル）※をはじめとする関係部局との連携強化を図るなど、各ライフステージにおける切れ目のない支援に取り組みます。また、障害のある児童生徒の学校卒業後を見据え、文化・芸術・スポーツ等、生涯学習に向けた取組を進めます。

《鶴谷特別支援学校》

本市における特別支援教育実践の中核として、特別支援教育を担う専門性の高い人材を育成するとともに、センター的機能を発揮し、先進的な教育実践から得られた知見や専門性を活かして市立学校を支援します。

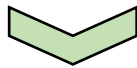
施策3-3 様々な学びの求めに応じた支援の充実

■ これまでの主な事業

帰国・外国人児童生徒等支援、公立夜間中学（夜間学級）

■ 施策の取組状況等

- 日本語や学校生活の支援が必要な帰国・外国人児童生徒等が在籍する学校に対して、初期日本語指導や通訳支援を行う指導協力者を派遣したほか、自動翻訳機・自動翻訳ツールを貸与するなど、支援の充実に取り組んできました。近年、外国につながるのある児童生徒数や日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、また多言語化が進んでいることから、今後もこうした支援の需要は更に高まるものと考えられます。
- 義務教育を修了できなかった方等への教育機会確保に向け、令和5年度に「仙台市立南小泉中学校夜間学級」を開設しました。
- 様々な環境にある児童生徒が自らの可能性を最大限に伸ばせるよう、個々の状況に応じて、自分らしく学べる機会を提供することが求められています。



取組方針

- 帰国・外国人児童生徒等の支援について、多言語の指導協力者の確保やICTを活用した教育環境の整備などの支援の拡充を図ります。また、支援が必要な外国人児童生徒等の動向を踏まえつつ、現在、市内小学校で実施している「国際教室※」の他校への横展開や、新たな支援機能の在り方について、検討を行います。
- 公立夜間中学（夜間学級）においては、生徒の年齢や経験、勤労の状況等の実情を踏まえ、個に応じた指導の工夫や学び合い等を通じて、様々な学びの求めに応じた支援に取り組みます。



国際教室



公立夜間中学（夜間学級）

基本方針4 学びを通じて、人と地域がつながる生涯学習

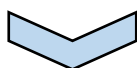
施策4-1 あらゆる市民が主体的に学び合える環境の充実

■ これまでの主な事業

市民センターにおける講座、「学びのまち・仙台」市民カレッジ、高等学校開放講座、生涯学習情報の提供、こどもの読書活動の推進、電子図書館※

■ 施策の取組状況等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により対面での活動が制限された時期には、感染対策などの工夫を講じながら、こどもから大人までのあらゆる市民が学び合う機会の提供に取り組みました。また、インターネットを通して貸出・閲覧可能な電子図書館サービスを新たに導入するなど、ICTを活用した学びの機会の確保に取り組みました。
- 地域に身近な社会教育施設である市民センターにおいて、市民のニーズや社会変化に応じて、地域の歴史や文化など多彩なテーマの講座を実施したほか、講座等に関する情報をホームページやSNSを活用して広く周知するなど、多くの市民が主体的に多様な活動に取り組めるよう支援を行いました。
- こどもの読書活動については、令和5年度に策定した「仙台市子ども読書活動推進計画2024」のもと、乳幼児の保護者向けブックリストの活用促進や、児童館・のびすくなどの子育て支援施設での絵本の読み聞かせの実施など、家庭や地域においてこどもが読書に親しむきっかけや習慣づくりの推進に取り組みました。
- 人生100年時代を迎え、一人ひとりがそれぞれのライフステージやニーズを踏まえながら、主体的に学び続けることや他者との学び合いを続けることの重要性が高まっています。



取組方針

- 市民センターにおける講座や、市立高等学校における高等学校開放講座を実施するとともに、生涯学習に関する情報提供の充実を図り、共生社会の観点にも留意しながら、こどもから大人までのあらゆる市民が主体的に学び、交流する機会の提供に取り組みます。
- 読書活動を通してこどもたちの豊かな心やしなやかに生きる力を育むことができるよう、家庭や地域、学校などと連携しながら、ブックスタート事業などの絵本を通じた乳幼児と保護者のふれあい事業や、学校図書館支援など、こどもが読書に親しむ機会づくりや読書環境の充実に取り組みます。
- デジタル技術を活用した学習機能や図書館のオンラインサービスの拡充及び広報の充実など、誰もが学びたいときに学べる環境づくりに取り組みます。

施策4-2 社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供

■ これまでの主な事業

社会教育施設の運営と機能充実、ミュージアム連携

■ 施策の取組状況等

- 本市には、博物館、科学館、天文台、せんだいメディアテークなどの多彩な社会教育施設があり、それぞれの専門性や特色を活かした展示や企画、社会教育事業を行っています。
- 博物館や科学館における展示室や展示内容のリニューアルや、天文台におけるプラネタリウム設備や移動天文車の更新などを行ったほか、仙台・宮城ミュージアムアライアンス（SMMA）※を活用したミュージアム同士の連携事業の展開などにより、社会教育施設の機能と魅力の向上に取り組みました。



取組方針

- 各社会教育施設において、こどもから大人まであらゆる市民が興味や関心を持ち、主体的に学ぶ機会を得られるよう、それぞれの専門性や立地環境も含めた特性を活かし、デジタル技術も活用しながら、展示資料の充実や魅力ある事業の実施、施設間の連携など、施設の機能と魅力の向上に取り組みます。
- 社会教育施設における学びの機会に関する幅広い情報提供を行うとともに、学びに関する相談支援体制の充実を図ります。
- 仙台・宮城ミュージアムアライアンス（SMMA）の連携によって生まれた新しい価値や成果を広く発信し、市民の知的好奇心を育みながら、社会教育施設の持続的な発展につなげます。

《博物館》

仙台に関わる主要文化財の所蔵館として、展示設備の改修など施設機能の向上と展示内容の充実を図り、多彩な展覧会を開催するとともに、学校や他の博物館施設との連携を強化し、また仙台城跡を有する青葉山エリアという立地環境も活かして、ミュージアムの魅力を更に発信します。

《科学館》

総合自然科学系博物館として、「宮城・仙台の自然」「科学の原理・法則の探究」「生活で触れる科学」などをテーマにした体験型展示を展開していきます。また、地域の企業や大学等との連携を深め、人と地域がつながる事業を充実させます。

《図書館》

「仙台市図書館振興計画 2022」のもと、誰もが情報にアクセスできる「知の情報拠点」として、資料を収集・保存・提供し、レファレンスサービスを通じて市民の課題解決や調査研究を支援するとともに、学校など多様な機関と連携しながら、読書活動の推進に取り組みます。

《市民センター》

地域に身近な社会教育施設として、市民本位の生涯学習の支援拠点、市民が主役の交流拠点、学びを通して人づくりを行う地域づくりの拠点という機能を活かしながら、生涯にわたる学習機会の提供、学習情報の収集及び提供、地域住民の活動支援等の事業を実施します。

《泉岳自然ふれあい館》

豊かな自然環境を活かした自然体験活動や集団宿泊活動を行うとともに、泉ヶ岳の情報や休憩場所の提供など、幅広い世代の市民が泉ヶ岳の自然に親しむことができるサービスの提供を行います。

《天文台》

天文学に関する最新の情報を分かりやすく市民に提供するとともに、様々な年齢層に対応した各種プラネタリウム投映、市民参加型のイベント等を通じて、より多くの市民が宇宙を身近に感じられる機会を提供します。

《せんだいメディアテーク》

仙台の芸術・文化、生涯学習の拠点施設として、メディアを活用した情報・資料の収集や調査研究、視聴覚障害者の学びや必要な情報へのアクセスに対する支援、展覧会や上映会の開催、市民活動の場の提供など幅広い事業展開を行います。

《大倉ふるさとセンター》

大倉地区の豊かな自然と暮らしの歴史を活かした自然体験や生活体験を通じて豊かな人間性を育む場を提供するとともに、人々の交流を促進することによる地域のにぎわい創出を目指します。

《歴史民俗資料館》

宮城県内最古の洋風木造建築である旧歩兵第四連隊の兵舎を活用し、仙台市域を中心に、主に明治時代以降の農家や町場の生活など庶民生活資料をより分かりやすく展示するとともに、様々な体験学習や民俗芸能を鑑賞する機会の提供を行います。

《富沢遺跡保存館（地底の森ミュージアム）》

旧石器時代を中心としたテーマミュージアムとして、富沢遺跡から発掘された約2万年前の旧石器時代の遺跡面の現地保存と公開を行い、大学などの研究機関と連携を深めながら、当時の環境と人間の活動を生き生きとよみがえらせる展示活動を展開します。

《縄文の森広場》

約4千年前の大きな縄文ムラであった山田上ノ台遺跡を保存し活用するための施設として、縄文時代の植生を再現した広場や復元された竪穴住居を活用し、様々な体験活動や地域と連携したイベントなどを通じて、自然と共生していた先人の暮らしを体験する場を提供します。



リニューアル後の常設展示
(仙台市科学館)



移動天文車
(新ベガ号)

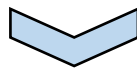
施策4-3 とともに学び合える共生社会の推進

■ これまでの主な事業

障害者の生涯学習推進、デイジー資料※等の貸出、
せんだいメディアテークバリアフリー・デザイン事業

■ 施策の取組状況等

- 障害のある人などが、学ぶ機会の確保や必要とする情報へのアクセスができるよう、社会教育施設における事業での手話通訳・要約筆記者の配置や、デイジー資料の貸出・図書館資料の郵送貸出などのサービスの提供に取り組みました。
- 学校卒業後の障害者の学びの環境づくりに向けて、庁内外の関係団体との意見交換や、当事者主体の生涯学習プログラムの展開に取り組みました。また、障害の有無にかかわらず共に学ぶことができるプログラム「ミンナシテマザール※」を実施するなど、生涯学習を通じた共生社会推進に向けた取組を進めました。



取組方針

- 年齢や障害の有無、言語の違いなどにかかわらず参加できる学びの機会づくりや、情報アクセスのバリアをなくす取組の充実を図ります。
- 障害のある人もない人も、ともに学び合える機会の拡大のため、関係団体との連携を深めながら、社会教育施設における人材育成やノウハウの普及に取り組みます。



障害者の生涯学習プログラム
(スウプノアカデミア) ※



障害のある人もない人も共に学ぶ
「ミンナシテマザール」

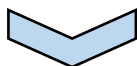
施策4-4 地域における学びと実践の機会の充実

■ これまでの主な事業

社会学級、住民参画・問題解決型学習推進事業※、放課後子ども教室※

■ 施策の取組状況等

- 戦後に開設され75年以上の歴史を持つ社会学級や、平成9年度から実施しているマイスクールプラン21推進事業※など、本市では地域住民同士が主体的に学びに取り組み、得た学びを実践する活動が行われてきました。
- 市民センターでは、こどもから大人までの幅広い市民がそれぞれの地域課題を見出し、その解決に取り組む住民参画・問題解決型学習推進事業を通じ、地域社会の一員としての意識の醸成や地域の多彩な活動を担うネットワークづくりに取り組みました。
- こどもたちの居場所となり、地域資源を活かした体験活動や学習支援を行う放課後子ども教室のほか、学校図書室等開放事業、土曜日の教育支援体制等構築事業※、学校と地域をつなぐ嘱託社会教育主事※の活動など、地域力を活かした学びや活動機会の提供に取り組みました。



取組方針

- 社会学級など学校を基盤とした地域の学びの活動について、学校との連携を深め児童生徒との交流を促進するとともに、活動内容や魅力の発信に取り組み、一層の充実を図ります。
- こどもから大人までの幅広い地域住民が、学びを通して地域に愛着を持ち、地域づくりに参画することができるよう、様々な機関・団体との連携を深めながら、地域住民が主体的に地域課題を見つけ、解決する機会の充実を図ります。
- 放課後子ども教室など地域におけるこどもたちの体験活動や学習の機会の充実に向け、嘱託社会教育主事のコーディネート機能を活かしながら、地域の団体やPTA等との連携やノウハウの共有を進めます。



社会学級



住民参画・問題解決型学習推進事業

施策4-5 歴史や文化を活かした学びの充実

■ これまでの主な事業

文化財の調査・普及啓発、仙台城跡整備、郡山遺跡整備

■ 施策の取組状況等

- 市史編さん事業等で収集された資料の保存や文化財の調査・保全を進めたほか、資料の公開や講座の実施による市民への情報発信に取り組みました。
- 仙台城跡については、令和3年及び令和4年の福島県沖地震により被災した石垣の復旧に取り組んだほか、令和2年度に策定した「史跡仙台城跡整備基本計画」のもと、歴史的景観と青葉山の自然環境が調和した眺望「政宗ビュー※」の実現に向けた修景整備などを進めてきました。
- 郡山遺跡については、発掘調査を進めたほか、令和5年度に「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」の策定を行いました。
- 本市には旧石器時代から近代までの多様な歴史的資源や伝統行事、多彩な食文化などの地域に根差した生活文化が育まれており、今後も保存・継承するとともに、都市の魅力として発信・活用していくことが求められています。



取組方針

- 本市の歴史・文化資源の発掘・調査・保全や、資料等の有効活用を推進するため、市民遺産制度※創設の検討も含め、仙台の歴史や文化を学び、楽しむ機会の充実を図ります。
- 仙台城跡について、修景整備等に取り組むとともに、伊達政宗公没後400年となる令和18年までの大手門復元に向けた取組を推進します。
- 郡山遺跡について、整備基本計画を策定し史跡公園としての整備と活用を進めるなど、史跡の保全と歴史・文化に親しめる場としての活用に取り組みます。
- 文化財の保存・活用に係る総合的な計画となる「仙台市文化財保存活用地域計画」を策定し、地域社会全体で文化財を継承し活用する取組を進めます。



仙台空襲による焼失前の大手門
(大正14年～昭和10年頃撮影)



「仙台城大手門復元基本構想」における整備イメージ図(注)
(第1期整備後)

(注) 現時点での整備イメージ図であり、今後整備内容を変更する場合があります。

施策4-6 アートを活かした地域の魅力の創出

■ これまでの主な事業

せんだい・アート・ノード・プロジェクト※、アートとメディアを利用した市民力の育成

■ 施策の取組状況等

- せんだい・アート・ノード・プロジェクトでは、アートの視点を活かして地域の歴史・資源・課題の可視化や地域資源の利活用につなげる「仙台インプロGRESS※」や「ワケあり雑がみ部※」などの取組を行い、参加した市民の居場所や学びの機会の創出にもつなげています。
- せんだいメディアテークにおいて、現代アートや映像等のメディアを活用し、市民が多様な価値観や考え方に触れ、創造性を育む事業を行いました。



取組方針

- アートとメディアの活用や、せんだい・アート・ノード・プロジェクトにおける取組を充実させ、市民の交流や学びの機会を創出し、次代を担う地域人材の育成につなげていくとともに、未来を担う子ども・若者が、アートを通じて創造性を育む事業を展開します。



仙台インプロGRESS
(井土浜テラス、井土の井戸)



ワケあり雑がみ部
(七夕かざり)

基本方針5 学びを支える持続可能な基盤づくり

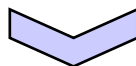
施策5-1 教職員が生き生きとした姿で児童生徒と向き合うための働き方改革

■ これまでの主な事業

35人以下学級、チーム担任制※、校務支援システム、学校版BPR※、
学校巡回型メンタルヘルスカウンセリング事業※

■ 施策の取組状況等

- 少子化や情報化の進展など、教育を取り巻く環境が激しく変化する現代においては、児童生徒が抱える課題も複雑化・困難化しており、教職員が児童生徒にしっかりと向き合い、個々の状況に応じた指導を行う必要性が増しています。
- 本市では、令和元年度から市立中学校の全学年で35人以下学級編制を実施し、令和6年度には市立小中学校の全学年まで拡充するなど、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合える体制の充実に取り組んできました。
- 一方、社会変化への対応や保護者等からの期待の高まりを背景に、学校や教職員の負担が増大してきた実態があります。これまで、校務支援システムや保護者連絡用ツールなどのICTツールによる校務の効率化や、スクール・サポート・スタッフ※などの校務を支援する人材の配置などの取組を行ってきましたが、依然として時間外在校等時間が長い教職員が一定数いるなど、教職員を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- 児童生徒一人ひとりが幸福や生きがいを感じ、ウェルビーイングの高い状態を実現するためには、教職員のウェルビーイングを向上させることが重要であり、そのためには教職員一人ひとりが働きがいや働きやすさを感じ、心と体の健康を確保した働き方ができる環境の整備が求められます。



取組方針

- 市立小中学校全学年における35人以下学級編制を引き続き実施するほか、複数の教員が協働して学級担任を担うチーム担任制の拡充を進めます。
- ICTの活用や学校版BPRによる校務の効率化や高度化を進めるとともに、人材の活用や組織体制の強化により、教職員がこどもたちの成長を支える教育活動に専念できる環境づくりに取り組みます。また、教職員の負担軽減の観点も踏まえ、部活動の地域展開や、各学校が実施している行事や教育活動等の見直しについて、検討を進めます。
- 業務の効率化等により生み出された時間が更なる教職員同士の対話や前向きに家庭・地域と対話することにつながる環境づくりや、カウンセラーによる相談体制の充実など、教職員が働きやすい環境整備を進めます。

施策5-2 教員の資質・能力の向上と人材確保

■ これまでの主な事業

いきいき教職員づくり研修構想※の推進、学力サポートコーディネーター派遣事業※、
教員のICT活用能力向上、特別支援学級パワーアップサポート事業※、教員採用選考・広報

■ 施策の取組状況等

- 大学院や在外教育施設への派遣による研修のほか、教員OBらを学校に派遣して授業改善の指導や若手教員を対象とした教科指導を行うなどのOJTを充実させることで、教員一人ひとりの指導力や資質向上に取り組みました。
- 社会環境の急激な変化に伴い教育課題も多様化・複雑化しており、授業づくりや学級経営のほか、いじめへの対応や特別な支援を必要とする児童生徒への対応、学校における危機管理など、多岐にわたる教員の資質・能力の向上が求められています。
- 教員のウェルビーイングを向上させるためには、心と体の健康を確保した働き方に加え、研修や学ぶ時間の確保など、自己の資質・能力を高めることができる環境の整備や、学び続ける教員に対する支援が重要です。
- 採用選考説明動画の配信やSNSの活用による広報活動のほか、小中学校等におけるインターンシップや学校における学習支援ボランティア、現役教員との座談会など、教員志望者の裾野を広げる取組を行いました。
- 大学4年生やペーパーティーチャー等を対象とした新規講師登録説明会を複数回実施し、給与や休暇等の待遇面や任用までの流れなどに関する説明のほか、校種ごとの個別相談を実施しています。
- 全国的に教員志望者が減少傾向にあることに加え、採用人数が多かった昭和50年代頃に採用された世代の大量退職とそれに伴う大量採用の影響により、若手教員を指導する中堅教員の不足や、必要な教員数の確保が困難になるなどの課題が指摘されています。



取組方針

- 本市の教員として求める資質・能力や目指す教員像を明らかにし、教育センター※におけるキャリアステージに応じた体系的な研修の充実と、各学校におけるOJTの支援に取り組みます。また、大学院等への派遣など学校現場を長期間離れて行う研修を通じ、学校現場で求められる専門知識の習得や実践力の向上に取り組みます。
- 教員の資質・能力の向上を図るため、ICTの専門性を有する講師による希望研修や、ICTを活用したリモート研修・オンデマンド研修など、学び続ける教員に対する支援を更に充実させます。また、採用前研修や年次研修、個別支援などを含む体系的な若手教員の育成に取り組みます。
- 大学との連携や広報の拡充に加え、教員や児童生徒との触れ合いを通して学生に教員として働くことの魅力を体感してもらうことで、教員志望者の裾野の拡大を図ります。
- 教員の仕事の価値ややりがいの発信等を通して、必要な教員数の確保に取り組みます。

施策5-3 社会教育事業に携わる職員等の育成

■ これまでの主な事業

社会教育施設職員研修、嘱託社会教育主事の育成

■ 施策の取組状況等

- 社会教育に関する基礎的な知識や講座企画、ネットワークづくり等の研修を実施し、社会教育施設職員の資質や専門性の向上に取り組みました。
- 学校・家庭・地域をつなぎ、地域とともに歩む学校づくりを推進するなどの目的で、本市独自に委嘱をしている嘱託社会教育主事を対象とした研修を行い、専門性や資質の向上を図りました。
- 社会教育主事※講習について、ホームページ等で幅広く市民にも呼びかけることで、教員以外の受講希望者が増え、社会教育士※の増加につながりました。



取組方針

- 社会環境や市民のニーズの変化を捉えつつ、社会教育事業に携わる職員に対する研修の充実など、求められる資質や専門性の向上に取り組みます。
- 市独自の取組である嘱託社会教育主事制度の活用や、社会教育士などの地域人材の育成により、学校と地域との更なる連携・協働を進め、幅広い市民の学びの充実と地域のネットワークづくりに取り組みます。

施策5-4 自ら学ぶとともに、市民の学びをサポートする地域人材の育成と活躍促進

■ これまでの主な事業

社会教育施設運営ボランティアの育成、ジュニアリーダー※の育成

■ 施策の取組状況等

- 新型コロナウイルス感染症の影響によりボランティア活動が制限を受けたものの、市民センターを拠点としてボランティア活動をしている中学生・高校生のジュニアリーダーの育成や、各種施設におけるボランティアの養成講座を継続的に開催するなど、地域人材の育成に取り組みました。
- ジュニアリーダーや各社会教育施設の運営ボランティアは、市民相互の学び合いによる豊かな学びの実現に向けて欠かせない存在であり、継続的な育成や活動に参加しやすい環境整備に取り組む必要があります。



取組方針

- 養成講座受講者や地域で活動している方々の声を踏まえながら、受講しやすく魅力ある研修や講座を充実させるなど、市民の学びをサポートする地域人材の育成に取り組みます。
- 養成講座受講者やボランティア登録者の活躍を促進するため、様々なスキルアップの機会を充実させるとともに、活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

施策5-5 地域とともに歩む学校づくりの深化

■ これまでの主な事業

仙台版コミュニティ・スクール（学校運営協議会、学校支援地域本部※）、地域学校協働活動※、PTA活動への支援、地域コーディネーター研修※、学校防犯巡視員（仙台・まもらいだー）、ボランティアによる防犯巡視

■ 施策の取組状況等

- 仙台版コミュニティ・スクールについて、全市立学校・園への導入が完了し、コミュニティ・スクール・アドバイザーを中心とした協議会訪問や研修会の実施など、各協議会の実情に合わせた伴走支援を行いました。
- PTA活動の支援や地域学校協働活動のモデル事業を通して、学校と家庭・地域が一体となって地域のこどもたちの成長や学びを支える取組を進めてきました。
- 学校防犯巡視員（仙台・まもらいだー）による学校内や通学路の巡視活動を行うとともに、地域やPTAの方々からなる学校ボランティア防犯巡視員による通学路等の巡視や児童生徒への声かけ・見守り活動を行いました。



取組方針

- 地域とともに歩む学校づくりをより効果的に進めるため、仙台版コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るための効果的な制度の在り方について検討を進めます。
- PTA等の団体や、社会学級など学校を基盤とした地域の学びの活動と連携して人材の育成に取り組みながら、学校と家庭・地域が一体となって地域のこどもたちの成長や学びを支える取組を更に推進します。
- 警察や家庭・地域との連携のもと、学校防犯巡視員や学校ボランティア防犯巡視員の担い手の確保など、児童生徒の安全確保に向けた体制整備に取り組みます。



学校運営協議会の様子



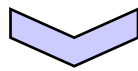
登校時見守り活動

施策5-6 家族がともに学び、ふれあう機会づくりの推進**■ これまでの主な事業**

家庭学習の推進、子育て講座

■ 施策の取組状況等

- 本市独自の標準学力検査や生活・学習状況調査を活用し、家庭学習の実態把握を行うとともに、児童生徒が自ら課題を見つけて学ぶ力を育む方策についての検討を踏まえ、家庭学習を支援するウェブサイトを開設するなど、家庭での学習習慣の確立の支援に取り組みました。
- 学校・家庭・地域が連携し、食育に関する講話や調理実習を行う講座を開催することで、家庭での正しい食習慣づくりを推進するとともに、こどもの健やかな成長を地域全体で支援する意識づくりに取り組みました。
- こどもや家庭を取り巻く環境の変容が進む中、家庭教育への支援の重要性が増しており、家庭でのこどもとの関わり方について保護者が学ぶ機会が求められています。

**取組方針**

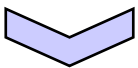
- 家庭学習を支援するウェブサイトの充実に取り組み、家庭学習の重要性の更なる周知を図ります。
- 家庭環境の多様化や働き方の変化を踏まえ、講座の内容や参加しやすさを工夫するなど、より多くの家庭に基本的な生活習慣や望ましい食習慣について考える機会を提供できるよう取り組みます。

施策5-7 学びを支える経済的な支援**■ これまでの主な事業**

就学援助制度、高等学校等就学資金借入支援制度

■ 施策の取組状況等

- 学用品費や学校給食費等の就学に必要な費用を支援する就学援助制度について、認定基準額の引き上げを行ったほか、公立夜間中学（夜間学級）や私立の学びの多様化学校に通う児童生徒を新たに対象に加えるなど、支援の充実に図りました。
- 経済的な理由から児童生徒の学びに支障が及ばないよう、必要な経済的支援を行うことが引き続き求められています。

**取組方針**

- 就学援助制度等の適切な運用を図るとともに、必要な世帯に制度が確実に利用されるよう、児童生徒のいる世帯に対する制度のきめ細かな周知に取り組みます。
- 児童の健やかな成長を支えるとともに、子育て世帯への経済的支援を図るため、小学校及び特別支援学校小学部における給食の完全無償化を実施します。中学校における保護者の負担軽減についても、国の動向を踏まえて検討を進めます。

施策5-8 学校規模適正化の推進

■ これまでの主な事業

学校規模適正化推進、交流学習※の実施

■ 施策の取組状況等

- 小規模化が進行する小中学校の保護者や地域の方々と意見交換を行い、児童生徒にとってよりよい教育環境を実現するための協議・検討を行いました。令和3年4月から休校していた実沢小学校について、協議を進めた結果、令和7年4月に根白石小学校と統合しました。
- 児童生徒数の増加が見込まれる学校では、増築等による必要な教育環境の確保に取り組みました。
- 少子化に伴う児童生徒数の減少により、中山間部の学校を中心に小規模化が進む一方、市中心部などでは、人口集積に伴う学校の大規模化が進行しており、適正な学校規模の確保と、児童生徒にとってよりよい教育環境の実現が求められています。



取組方針

- 児童生徒にとってよりよい教育環境の実現に向け、保護者や地域と丁寧に話し合いながら、児童生徒数の見通しを踏まえた適正な学校規模の確保や教育環境の整備に取り組みます。

施策5-9 学校や社会教育施設の計画的な整備

■ これまでの主な事業

施設老朽化対策、特別教室・体育館の空調整備、トイレ洋式化

■ 施策の取組状況等

- 本市の学校施設は、築40年以上の施設が全体の6割程度であるなど、老朽化が進んでおり、順次増改築や改修工事を進めています。また、社会教育施設についても施設設備の老朽化などの課題があります。
- 学校施設においては、防犯カメラ設置やトイレの洋式化などに取り組んできましたが、災害時の避難所となることも踏まえ、空調の整備やバリアフリー化など、更なる機能向上を図ることが求められています。
- 全国的な建築資材の高騰や建設現場の人手不足などの影響がある中、安全・安心な教育環境を維持していくために、施設の計画的な保全や整備が必要となっています。



取組方針

- 本市全体の公共施設マネジメントとの整合を図りつつ、学校施設及び社会教育施設の計画的な保全・更新を進めます。
- 児童生徒にとって充実した教育環境を整備することはもとより、地域の学びの場として活用されることも考慮しながら、学校施設におけるトイレ洋式化やバリアフリー化のほか、特別教室や体育館、給食室への空調整備など、必要な機能向上に取り組みます。
- 社会教育施設において、社会環境の変化に伴う利用者のニーズに応えるため、大規模改修に併せ機能・利便性の向上に取り組みます。

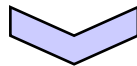
施策5-10 デジタル学習基盤の整備

■ これまでの主な事業

校内ネットワーク整備、1人1台端末更新

■ 施策の取組状況等

- G I G Aスクール構想の推進により、市立学校に1人1台端末を整備するとともに、高速大容量の校内通信ネットワークの整備や無線アクセスポイント※の設置など、必要な環境整備を行いました。
- 一人ひとりに適切な学びや、他者との関わり合いを通して学びを深める協働的な学びの一体的な充実に向けて、学習の基盤として機能するI C T環境の充実に取り組む必要があります。



取組方針

- 1人1台端末や学習者用デジタル教科書・デジタル教材等の学習の基盤となる情報技術を活用した授業の円滑な実施に向け、教育通信ネットワークの利用状況の把握と、適切な増設・増強に取り組めます。
- 市立学校へ導入した1人1台端末について、I C Tを活用した協働的で一人ひとりに適切な学びを実現するための授業の在り方や耐用年数等を考慮しながら、計画的な更新等に取り組めます。



1人1台端末を使った授業風景

5. 「仙台ならではの」教育事業

本市では、城下町としての歴史の中で育まれた文化・伝統や、学校・家庭・地域など多様な主体との連携を活かした教育活動のほか、東日本大震災での経験や教訓、いじめ問題への対応の積み上げ、教員の主体的な工夫に基づく取組など、多様な特色ある教育事業を行っています。こうした「仙台ならではの」教育事業について、教育を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、次代へつないでいくことが重要です。

主な「仙台ならではの」教育事業

基本方針1

- いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置
全中学校へのいじめ対策専任教諭の配置や小学校への児童支援教諭の配置を独自に行っており、それらの教員が各学校におけるいじめ対策のコーディネーターの役割を担うことで、いじめへの組織的な対応力の向上に取り組んでいます。
- 「ステーション」の設置
在籍する学級以外での学校における居場所となる「ステーション」に専任教諭を配置し、児童生徒一人ひとりの状況を踏まえた支援の充実に取り組んでいます。

基本方針2

- 国際的な視点に立った教育
どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るかを考え、その実現を目指して学び続けることもたちの育成に向け、小中学校で一貫して学が英語を核とした新教科の準備等に取り組んでいます。
- 仙台自分づくり教育
たくましく生きる力育成プログラムや体験型経済教育、職場体験活動等を通じ、社会的・職業的自立に向けて必要な態度や能力の育成に取り組んでいます。
- 仙台版防災教育
児童生徒に東日本大震災の経験や教訓を伝えるとともに、平常時から、災害に備え自分の命と安全を確保する「自助の力」、他者や地域の力となり災害対応や復興に参画する「共助の力」の育成に取り組んでいます。

基本方針3

- 特別支援教育の充実
昭和33年、全国に先駆けて設置された言語障害特殊学級での取組を本市の教育の財産としながら、特別支援教育指導補助員など独自の人員配置や特別支援教育コーディネーターの専任化、近隣校同士の連絡会の組織化などを通じて、一人ひとりの教育的ニーズを大切にしたい教育やインクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。
- 公立夜間中学(夜間学級)の運営
義務教育を修了できなかった方等の学習機会を確保するため、令和5年度に東北初となる公立夜間中学(夜間学級)を開設し、生徒の実情に応じた学びの支援に取り組んでいます。

基本方針4

- 社会学級の運営支援
各小学校・特別支援学校に社会学級を開設し、環境・福祉・防災・学校連携などを課題とした市民の主体的な学びを支援するとともに、学びを通じた地域のネットワークづくりにつなげています。
- 嘱託社会教育主事の取組
社会教育主事(士)の資格を有する仙台市立学校教員を嘱託社会教育主事として委嘱し、学校・家庭・地域をつなぎ、地域における学びの活動を支援するなど、社会教育と学校教育との密接な連携の推進を図っています。
- 仙台の歴史や文化の継承と発信
史跡である仙台北城跡や郡山遺跡などの発掘調査や整備のほか、様々な文化財の保全を進め、本市の歴史的資源を活用した学びの機会づくりと、郷土への関心を深める取組を行っています。

基本方針5

- 教職員の働き方改革に向けた取組
チーム担任制等による組織体制の強化や、学校版BPR等による業務の効率化、カウンセラーによる相談体制の充実などの働きやすい環境づくりを行い、教職員が生き生きとした姿で児童生徒に向き合うことができる環境づくりに取り組んでいます。
- 仙台版コミュニティ・スクールの推進
全市立学校・園に導入した仙台版コミュニティ・スクールにおいて、アドバイザーによる助言や熟議のファシリテートといった伴走支援を行うなど、地域とともに歩む学校づくりの推進に取り組んでいます。

第5章

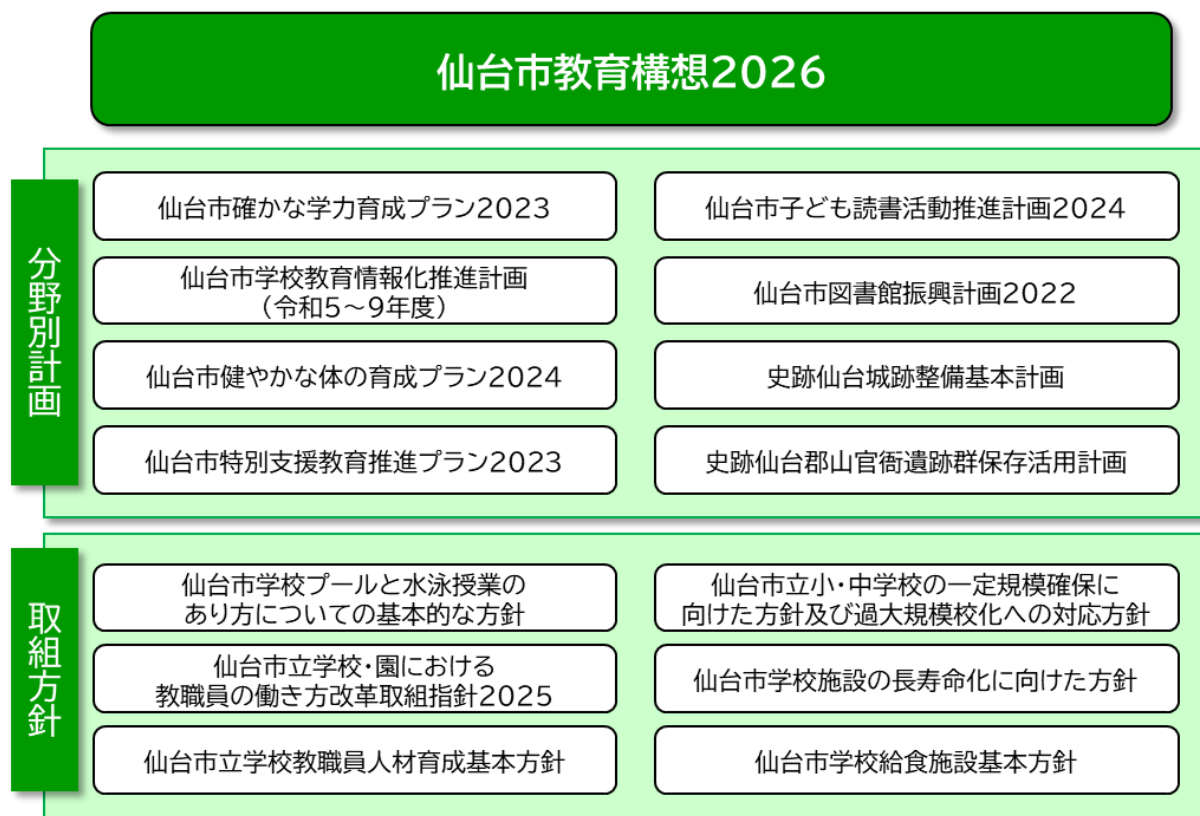
教育構想の推進体制

1. 教育構想の推進

■ 分野別計画等に基づく取組

本教育構想における基本理念の実現や各種教育施策の着実な推進に向け、具体の事業に関する分野別計画や取組方針に基づき、計画的に事業を推進します。

【主な分野別計画・取組方針】



■ 関係部局との連携

市民の学びにつながる取組は、子育て・福祉・まちづくり・市民協働・環境・地域経済・スポーツ・文化など、様々な分野を所管する他の部局においても行われており、より効果的で厚みのある取組が可能となるよう、関係部局との相互連携をこれまで以上に緊密にしながら、組織横断的な取組を展開します。

■ 多様な主体との連携・協働

教育構想における各種施策を効果的に推進するために、学校・家庭・地域の各主体が主体的に子どもの教育や生涯の学びにおける役割を果たせるよう支援するとともに、各種団体・企業・大学など多様な主体との連携・協働の充実を図ります。

■ 情報の発信

教育構想の実現のためには、学びの主体である市民の理解と協力を得ることが不可欠です。そのため、教育施策の基本的な方針や各種取組の内容などについて、分かりやすく丁寧な情報提供に取り組み、本市教育の基本理念が幅広い市民に浸透するよう努めます。

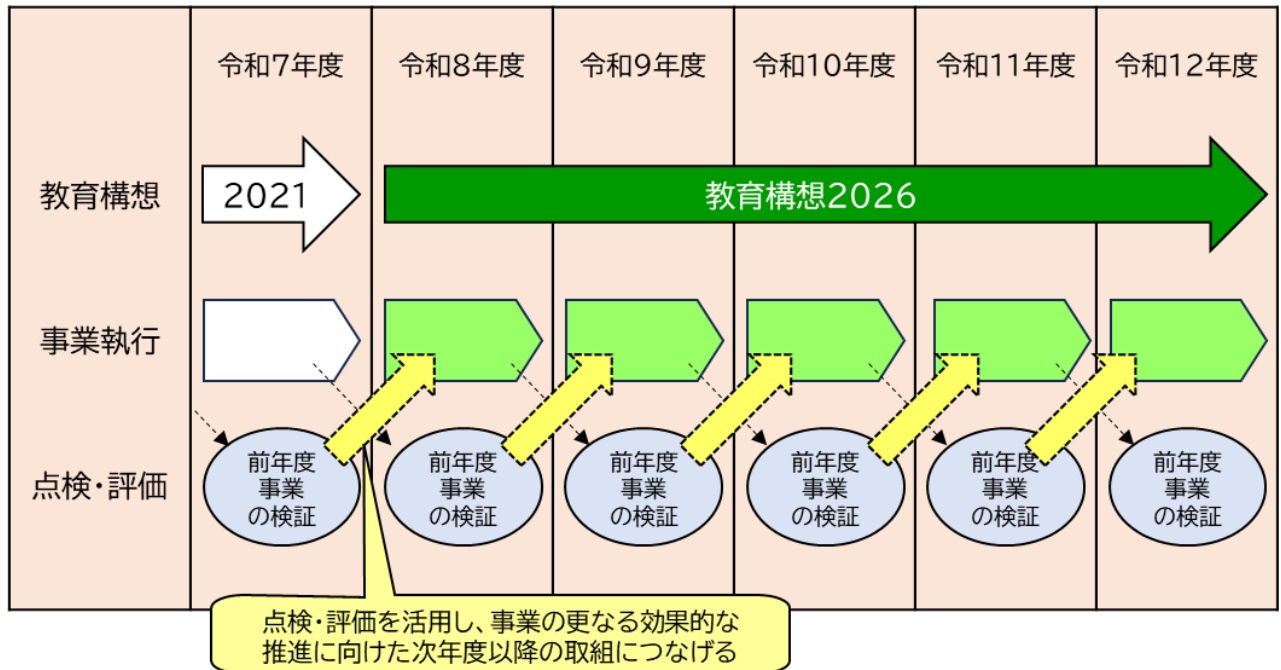
2. 進行管理の方針

教育構想に基づき推進する施策については、毎年度、定期的な点検とその結果のフィードバックによる進行管理を行います。

施策の点検には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（点検・評価）を活用し、成果目標や関連する指標を設定することで効果的な推進を図ります。

教育委員会において、前年度の事業の執行状況に対する評価や、今後の事業の展開・方向性についての検討を行い、学識経験者からの評価のほか、社会環境や教育課題の変化を踏まえつつ、事業の更なる効果的な推進に向けた次年度以降の取組につなげていきます。

【進行管理の概略図】



資料編

1. 用語解説

用語	解説	掲載頁
ア行		
I o T	Internet of Things (モノのインターネット) の略称。現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術。	6
I C T	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略称。	6、8、10など
いきいき教職員づくり研修構想	教職員に求められる力量とその構成要素を明確化し、それらに即した経験年数に応じた研修や管理職研修、授業づくり研修などを体系的に実施する本市の研修構想。	48
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。	8、9、15など
A I	Artificial Intelligence (人工知能) の略称。	2、6
ADHD (注意欠陥/多動性障害)	Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略称。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。	38
LD (学習障害)	Learning Disabilities の略称。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。	38
カ行		
<small>がくがく</small> 楽学プロジェクト	仙台自分づくり教育の一環として、市内小中学生を対象に、夏休みに様々な職業のプロから話を聞き、将来の職業について考える機会を提供するもの。	29
学力サポートコーディネーター派遣事業	退職した校長がコーディネーターとなり、学校を定期的に訪問し、授業の参観や授業記録を基に指導改善を図り、学力向上に向けて専門的知見から指導・支援を行う本市の事業。	48
学校支援地域本部	市民が学校を支援する活動を通して、学校・地域・家庭が一体となって子どもを育成する体制を構築することにより、子どもたちには豊かな体験活動の機会を、市民には生涯学習の成果を活かす場を提供するなど、地域や家庭の教育力向上を目指すもの。	50

用語	解説	掲載頁
学校巡回型メンタルヘルスカウンセリング事業	カウンセラーが学校を巡回し、教職員のメンタルヘルスカウンセリングを行うことで、精神疾患による休職の予防につなげる本市の事業。	47
学校版B P R	B P RとはBusiness Process Re-engineeringの略称で、業務内容や業務プロセス自体を見直し、根本的・抜本的に再構築すること。業務効率化・業務負担の軽減のため、学校に関わる業務について、B P Rを推進する本市の事業。	47
カリキュラム・マネジメント	児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。	8、31
G I G Aスクール構想	G I G AとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略称。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現すること。	6、8、11など
教育課程特例校制度	文部科学大臣が指定する学校において、学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度。	28
教育センター	本市教育委員会所管の公所の一つで、市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教職員の専門的資質や能力の育成及び指導力の向上を目指し、教職員の研修、教育に関する調査研究、教育の情報化への対応、学習指導支援等を行い、本市教育の充実と振興を図るもの。	48
教育支援センター (児遊 <small>じゆう</small> の杜 <small>もり</small>)	本市教育委員会所管の公所の一つで、不登校児童生徒及び登校に不安や悩みを抱えている児童生徒や保護者に対して、個に応じた働き掛けを通して、児童生徒の社会的な自立に向けた支援を行うもの。教育支援センターのほか、8か所の教育支援センターサテライト(杜 <small>もり</small> のひろば)がある。	25、26
教育デジタルトランスフォーメーション(DX)	教育において、デジタルを活用した新たな価値の創造が行われること。	8
教職調整額	教員の勤務態様の特殊性を踏まえ、公立学校の教員については、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当を支給しない代わりに、支給されるもの。	8

用語	解説	掲載頁
公立夜間中学（夜間学級）	夜の時間帯等に授業が行われる公立中学校のこと。義務教育未修了のまま学齢を超過した者、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を対象としている。	11、39、51
交流学习	一定規模未満校において、より多くの児童生徒と学ぶことができるよう、隣接校等と合同で授業や校外学習を行う本市の取組。	52
国際教室	市内小学校に転入学した外国につながる児童（外国籍・多重国籍・帰国児童生徒）の学習や学校生活を支援するための教室。個別に日本語の初期指導や教科指導を実施する。（令和7年度現在、国見小学校に設置）	39
国際卓越研究大学	国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学として、文部科学大臣が認定するもの。当該大学が作成する国際卓越研究大学研究等体制強化計画に対して、大学ファンドによる助成が実施される。	6、28
サ行		
在外教育施設	日本人学校など、海外に在留する日本人のこどものために、学校教育法に規定する学校における教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設の総称。	28、48
さわやか相談員	本市が独自に配置するもので、地域の方々や退職した教員等から教育委員会が委嘱し、学校生活の中で、第三者的な存在として児童生徒の遊び相手や話し相手となり、ストレスを和らげ悩みや問題を解決するとともに、教員やスクールカウンセラー等と児童生徒の間をつなぎ、いじめや不登校等を未然に防止する役割を担うボランティア。	24
市民遺産制度	地域に根ざした歴史資源等を市民遺産として認定し、市民協働により、その保存・活用を図る制度。国の文化財保護制度と異なり、地方自治体が独自に定めるもので、地域の活性化や愛着を育むことなどを目的とする。	45
社会学級	市民の学びの機会の充実を図ることを目的に、各小学校区の成人を対象として自主的な学習の企画運営を行う学級。	11、14、44など

用語	解説	掲載頁
社会教育士	社会教育の制度や仕組み、基礎的な知識に加え、ファシリテーション能力などの専門性の習得をねらいとした課程や講習を修了した人の称号として、令和2年度に制度化された。社会教育施設や教育委員会事務局だけでなく、地方公共団体の各部署や、NPO、企業、学校などの他、地域活動やボランティア活動などにおいても、活躍することが期待されている。	49
社会教育主事	都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う者。	49
社会的包摂	すべての人々を年齢、性別、障害、国籍、貧困などの要因による差別や排除から守り、社会の一員として取り込み、互いに支え合うことを目指す考え方。	9
社会に開かれた教育課程	よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図ること。	8
住民参画・問題解決型学習推進事業	各区中央市民センターのコーディネートのもと、住民と市民センターの協働により地域課題を発見し、その課題解決への取組を学び、実践する事業。	44
ジュニアリーダー	中学生・高校生が、市民センターを拠点に、地域の子ども会活動やイベント等の支援などに取り組むボランティア。	49
嘱託社会教育主事	仙台市立学校に勤務する教員で、社会教育主事(士)の資格を有する者等に対し、仙台市教育委員会が社会教育主事を委嘱する仙台市独自の制度。学校教育に携わりながら社会教育主事としての専門性を発揮し、学校教育との密接な連携のもとに、社会教育活動の推進を図っている。	44, 49
人生100年時代	平均寿命の伸びにより、100歳まで生きるのが当たり前になる時代がくるという考え方。	9、15、19など
スウプノアカデミア	障害のある人のまなびの場を考える本市のプロジェクト。障害のある本人が「好きなこと」「やってみたいこと」「学びたいこと」から、ワークショップや講座などのプログラムを企画するもの。	43
スクール・サポート・スタッフ	教員の業務の円滑な実施の支援を目的とし、学校の希望や実情に応じ、帳簿入力等の会計業務や印刷業務といった、必ずしも教員が担う必要のない業務などを担う職員。	47
スクールロイヤー	専門知識や経験に基づき、法的側面からのいじめの予防教育や学校における法的相談への対応、法令に基づく対応の徹底などについて助言を行う弁護士。	24

用語	解説	掲載頁
スタートカリキュラム	児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるような教育課程（カリキュラム）を構成すること。	33
ステーション	不登校児童生徒の学校内の居場所としての役割と通級指導機能を備えた在籍学級外教室の本市独自の名称。	11、25
生成A I	学習したパターンや関係性を活用し、テキスト、画像、動画、音声など多岐にわたるコンテンツを新たに生成できるA Iの総称。	6、32
せんだい・アート・ノード・プロジェクト	アートの視点を活かした地域の歴史・資源・課題の可視化や地域資源の利活用を目的に、せんだいメディアテークが実施する、市民参加型のアートプロジェクト。	46
仙台インプログレス	せんだい・アート・ノード・プロジェクトの一つとして実施する、アーティスト川俣正氏による長期的なアートプロジェクト。東日本大震災の津波で被災した仙台市沿岸部を中心に地域の課題と向き合いながら地域協働で展開し、これまでに宮城野区新浜地区の物見台、若林区井土地区のテラス等を製作。	46
仙台自分づくり教育	学校での学習のほか、職場体験活動や仙台子ども体験プラザでの体験型経済教育など、人や社会と関わりながら進める様々な体験活動を、児童生徒の発達段階に応じて系統的に行うことで、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育む仙台版キャリア教育。	10、27、28など
仙台・宮城ミュージアムアライアンス（SMMA）	ミュージアムの発信力を高め、多面的な学びの機会を創出するために、仙台・宮城地域のミュージアム系施設が、それぞれの施設の特徴を生かしながら連携する組織。	41
タ行		
探究的な学び	自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現するなど、物事の本質を探って見極めようとする学習活動。	10、19
地域学校協働活動	地域住民の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が連携・協働し学校という場を核とした地域づくりを行う様々な活動。	50
地域コーディネーター研修	こどもを育む地域力を高める視点に立ち、学校や地域とのネットワークの形成や地域内のコミュニケーションの活性化に向け、地域の核として活動する人材を育成する事業。	50
チーム担任制	担任の人数を学級数+ α とし、複数で担任業務を分担することで、空き時間の創出、若手教員のサポート体制の構築などによる負担軽減を図るもの。	47
デイジー資料	デジタル録音図書。デイジー(DAISY)は Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格を指す。	43

用語	解説	掲載頁
デジタル学習基盤	1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤。	32、53
デュアルシステム (日本版デュアルシステム)	若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、企業での実習と学校での講義等の教育を組み合わせる実施することにより若者を一人前の職業人に育てる仕組み。	34
電子図書館	インターネットでいつでもどこでも電子書籍を借りて読むことができるサービス。	40
特別支援学級パワーアップサポート事業	特別支援学級等の学習指導や学級経営などに関して、教育委員会事務局に在籍する専門性を有する職員を学校に派遣し、ティーム・ティーチングにより授業補助をしながら、授業づくり、教育課程の編成、就学支援、学級経営などについて指導・助言を行う本市の事業。	48
土曜日の教育支援体制等構築事業	より豊かで有意義な土曜日等の時間をこどもたちに提供することを目的として、地域の多様な人材や団体の協力を得て体系的・持続的な教育活動を実施する事業。	44
ハ行		
発達相談支援センター (アーチル)	本市所管の公所の一つで、知的障害、重症心身障害、自閉スペクトラム症などあらゆる発達障害の方々の相談・支援を行うもの。	38
VUCA (ブーカ)	Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の頭文字を取った言葉。	6
部活動地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校が主体となる学校部活動から地域が主体となる地域クラブ活動へと転換していくこと。	36
不登校支援コーディネーター	本市が独自に校務分掌上位置づけるもので、校長及び教頭、主幹教諭と共に、不登校対策のコーディネーターとして学校組織を円滑に機能させながら、自校の実態や実情に応じて、校内の相談窓口や関係機関に関する広報・周知や校内指導体制の整備等を図る役割を担う教員。	24
放課後子ども教室	放課後の教室等を活用して、地域の方々による体験活動や交流活動、学習支援の機会をこどもたちに提供することにより、こどもたちの健やかな育ちを支援するもの。	44
マ行		
マイスクールプラン 21 推進事業	市立学校にある余裕教室を地域へ開放し、学習団体、ボランティア団体等の活動拠点の確保と、それらの団体の活動成果を学校教育に反映することを目的とした事業。	44
政宗ビュー	かつて伊達政宗公をはじめとする歴代藩主が城下を見渡した仙台城本丸跡からの眺望と、自然環境と調和した城郭らしさを持つ市街地からの景観の両方を象徴的に表現した言葉。	45

用語	解説	掲載頁
学びの多様化学校	文部科学省の指定を受けて、教育課程の基準によらずに不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校。	25、51
ミンナシテマザール	市民センターにおける障害者の生涯学習推進事業として、インクルーシブスポーツ体験や七夕かざり作り等、障害のある人もない人も参加できるプログラムを実施する本市の事業。	43
無線アクセスポイント	有線と無線の通信を相互変換する通信機器。端末は無線アクセスポイントが発する電波に接続することで、無線経由でインターネットへ接続することができる。	53
ワ行		
ワケあり雑がみ部	せんだい・アート・ノード・プロジェクトの一つとして実施する、アーティスト藤浩志氏による「アート活動を通じた雑がみの収集・啓発・素材利用」を目的としたプロジェクト。仙台市のごみ分別区分の一つである「雑がみ」をテーマに、自由にものをつくる市民参加型の交流プログラム。	46

2. 仙台市教育構想 2026 の策定経過

日付	内容
令和7年4月14日	仙台市教育委員会（令和7年4月定例会） 【報告事項】・「（仮称）仙台市教育構想2026」の策定について
令和7年5月12日	令和7年度第1回仙台市総合教育会議 【協議題】・「（仮称）仙台市教育構想2026」の策定を見据えた教育施策の方向性について
令和7年5月20日	仙台市教育委員会（令和7年5月定例会） 【付議事項】・（仮称）仙台市教育構想2026 検討委員会委員の委嘱等について
令和7年5月29日	第1回（仮称）仙台市教育構想2026 検討委員会 【議事】・委員会の運営に関する事項について ・「（仮称）仙台市教育構想2026」の策定について ・本市の教育をめぐる現状について 
令和7年7月1日	第2回（仮称）仙台市教育構想2026 検討委員会 【議事】・次期構想における理念や施策の方向性の考え方について
令和7年8月7日	第3回（仮称）仙台市教育構想2026 検討委員会 【議事】・（仮称）仙台市教育構想2026 策定スケジュールについて ・（仮称）仙台市教育構想2026【骨子案】について
令和7年8月15日 ～9月5日	こどもの意見聴取（WEBアンケート）
令和7年8月19日	こどもの意見聴取（児童生徒意見交換会） 
	仙台市教育委員会（令和7年8月定例会） 【報告事項】・（仮称）仙台市教育構想2026 の検討状況について
令和7年9月9日	令和7年度第2回仙台市総合教育会議 【協議題】・（仮称）仙台市教育構想2026 の検討状況について

日付	内容
令和7年9月22日	第4回（仮称）仙台市教育構想2026検討委員会 【議事】・（仮称）仙台市教育構想2026中間素案について
令和7年10月14日	第5回（仮称）仙台市教育構想2026検討委員会 【議事】・（仮称）仙台市教育構想2026中間案について ・（仮称）仙台市教育構想2026中間案に関するパブリックコメントの実施について
令和7年11月14日	仙台市教育委員会（令和7年11月定例会） 【報告事項】・仙台市教育構想2026（中間案）について
令和7年11月25日 ～12月24日	仙台市教育構想2026（中間案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）
令和7年12月2日	令和7年度第3回仙台市総合教育会議 【協議題】・仙台市教育構想2026中間案について
令和8年1月27日	第6回（仮称）仙台市教育構想2026検討委員会 【議事】・仙台市教育構想2026（中間案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について ・仙台市教育構想2026（最終案）について
令和8年2月2日	（仮称）仙台市教育構想2026検討委員会より教育長に対し仙台市教育構想2026の案を報告
令和8年2月10日	仙台市教育委員会（令和8年2月定例会） 【報告事項】・「仙台市教育構想2026」について
令和8年3月23日	令和7年度第4回仙台市総合教育会議 【協議題】・「仙台市教育構想2026」について

●仙台市教育構想2026（中間案）に関する市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果

- 1 実施期間 令和7年11月25日（火）～令和7年12月24日（水）
- 2 意見募集結果 (1)提出者・団体数 37
(2)意見件数 126

3. 令和7年度仙台市総合教育会議の構成員

第1回（令和7年5月12日開催） 第2回（令和7年9月9日開催）	第3回（令和7年12月2日開催） 第4回（令和8年3月23日開催）
市長 郡 和子	市長 郡 和子
教育長 天野 元	教育長 天野 元
教育委員 佐藤 淳一	教育委員 佐藤 淳一
教育委員 山田 理恵	教育委員 庄司 弘美
教育委員 庄司 弘美	教育委員 長谷川 真里
教育委員 長谷川 真里	教育委員 永富 良一
教育委員 永富 良一	教育委員 松野 大二郎
教育委員 松野 大二郎	教育委員 高橋 知子

4. (仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会

(1) (仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会委員名簿

(任期：令和7年5月29日～令和8年2月2日)

	氏名	所属等
委員長	野口 和人	東北大学大学院教育学研究科教授
副委員長	本 岡 愛 実	宮城教育大学教職大学院教授
委員	秋 山 一 郎	仙台市立鶴谷特別支援学校校長
委員	遠 藤 克 宏	仙台市立長町中学校校長
委員	大 曾 根 学	仙台市PTA協議会会長
委員	嘉 藤 明 美	株式会社鐘崎代表取締役社長
委員	幾世橋 広子	元仙台市社会学級研究会顧問
委員	越 坂 由 美	仙台市立仙台大志高等学校校長
委員	菅 澤 美 香 子	仙台市立南小泉小学校校長
委員	菅 原 弘 一	宮城教育大学教職大学院特任教授
委員	堤 祐 子	宮城教育大学上廣倫理教育アカデミー副所長
委員	松 田 道 雄	尚綱学院大学人文社会学類教授
委員	三 浦 和 美	東北福祉大学教育学部教授
委員	若 島 孔 文	東北大学大学院教育学研究科教授

(敬称略)

(2)(仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会設置要綱

(令和7年5月14日教育長決裁)

(設置)

第1条 (仮称)仙台市教育構想 2026 の策定に関し、教育に関する各界の意見を広く反映させるため、(仮称)仙台市教育構想 2026 検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、(仮称)仙台市教育構想 2026 に関する事項を検討し、同構想の案を教育長に報告する。

(組織等)

第3条 委員会は教育に関する各界の有識者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱又は任命する。
2 委員会は、前条に規定する報告が終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用した会議への出席は、前項の規定による出席に含めるものとする。
4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育局総務企画部総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月14日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。

5. こどもの意見聴取

新しい教育構想の策定にあたり、これからの本市教育を考えるうえで重要な2つのテーマについて、こどもたちの意見を伺いました。いただいた意見は、(仮称)仙台市教育構想2026検討委員会における検討に活用させていただきました。

(1) 意見聴取のテーマ

テーマ1 みんながより良く暮らしていくために、お互いの違いを理解するには、何が必要だと思いますか。

テーマ2 将来のために学びたいことや身につけたいことと、その理由を教えてください。

(2) 実施概要

① 児童生徒意見交換会

- ・実施日 令和7年8月19日(火)
- ・参加者数 市立小中学校に通う児童生徒 10名
- ・実施内容 上記のテーマごとに、児童生徒によるグループワークによる意見交換を行ったのち、各グループでまとめた意見の発表を行いました。

② WEBアンケート

- ・実施期間 令和7年8月15日(金)～令和7年9月5日(金)
- ・対象者 次の(ア)(イ)両方に当てはまる方
 - (ア) 小学校1年生から中高生年代の方
 - (イ) 仙台市内に住んでいる又は仙台市内の学校に通っている方
- ・回答者数 92名

(学年別内訳)

学年	小学校1～3年生	小学校4～6年生	中高生年代
回答者数	45名	30名	17名

(3) 主な意見、本教育構想における取組方針

それぞれのテーマに関する主な意見と、それを踏まえた本教育構想における取組の方針は次のとおりです。

テーマ1 みんながより良く暮らしていくために、お互いの違いを理解するには、何が必要だと思いますか。

① 主な意見

- ・自分の個性を大事にすること
- ・自分のことを理解すること
- ・色々な国の文化、伝統を知って、それぞれの違いを分かっていること
- ・思いやりと会話、助け合い
- ・基本的人権を守ること
- ・コミュニケーション。自分を分かってもらったり相手のことを話してもらって違いを楽しめたらいい。
- ・お互いを知ることが必要であり、学年などを超えて交流できる場があれば良い。

- ・相手の気持ちを考える優しさ
- ・幼い頃から、様々な違いを持つ人々の情報もごく当たり前のように入れていくこと
- ・障害がある人、高齢者等の生活を体感すること

② 本教育構想における取組方針

- ・人権教育等について、これまでの授業実践を踏まえた改善や関係機関との連携を図りながら、児童生徒の豊かな心を育むための取組の充実に努め、児童生徒が人権の意義・内容や重要性について理解し、自他の大切さを認める態度や意識の向上を図ります。(施策1-4)
- ・命を大切にする教育の授業実践を踏まえたプログラムの改善を図り、豊かな心を育む効果的な授業実践を通して、児童生徒が互いの命を大切にする心を育み、望ましい人間関係の形成や自己肯定感の向上を図ります。(施策1-4)
- ・こどもたちが早くから多様な価値観や文化に触れ、柔軟な思考や国際感覚を身に付けることができるよう、外国語教育を推進するとともに、全市立小学校へのALTの段階的な配置拡充に加え、在外教育施設派遣等の経験のある教員や留学生、オンラインによる国際交流などを活用し、授業や日常の中で自然に異文化に触れられる環境を整備していきます。(施策2-1)
- ・多様性を認め合い、相互理解を深めることで、児童生徒一人ひとりが安全で安心して過ごせる学校となるよう、一層の障害理解教育の推進に取り組みます。(施策3-2)

テーマ2 「将来のために学びたいことや身につけたいこととその理由」

① 主な意見

- ・グローバルに活躍するために生きた英語を学びたい。英語が理解できれば、世界中のニュースを読む聞くことができるし、多様性を理解できるから。
- ・外国の文化や行事を知ること、自分たちの文化や行事の良さに改めて気づける。
- ・いろんな人と話す機会が増えていくので、コミュニケーション力については必須。言語力も必要だが、聞く力、伝える力も身につけたい。
- ・学ぶ意欲を保つためにも枠にとらわれず学年や学校をまたいで学ぶ機会がほしい。
- ・自分で考える力を身に付ける必要がある。AIにばかりたより過ぎない。
- ・技術を知り、その活用について考えることも必要だが、メディアリテラシーも重要。インターネットの使い方などトラブルに巻き込まれない使い方は必要。
- ・漫画制作、建築デザイン、ロボット制作、ゲーム制作がしたいため、AI学習をしたい。
- ・音楽が好きで、それに関係することをしてみたいため、歌や楽器の練習をしたい。
- ・スポーツ選手になりたいため学校での運動や、練習をし、体力を付けたい。

② 本教育構想における取組方針

- ・当事者意識をもって他者と積極的にコミュニケーションを図り、問題を発見・解決できる資質・能力を育成するため、教育課程特例校制度の活用による小中学校で一貫して学ぶ英語を核とした新教科について、令和11年度の全市立小中学校での実施に向けて準備を進めます。(施策2-1)
- ・各教科と関連付けながら取組を進める「たくましく生きる力」の育成を通して、児童生徒が学ぶ意義を実感し、自ら学ぶ意欲を高めることや、人や社会との関わりを大切にする態度の醸成など、変化の激しい時代を生き抜く力を育みます。(施策2-2)
- ・個別最適な学びを通して、児童生徒一人ひとりの特性や学習の進度、理解度に合わせて学習方法

や教材を調整し、個々の能力を最大限に引き出すことを目指します。(施策2-4)

- ・情報技術を適切かつ効果的に活用する力と、情報技術の特性の科学的な理解や情報モラル・メディアリテラシー等を併せて育み、学びを自律的かつ探究的・創造的にするための児童生徒の情報活用能力の育成に取り組みます。(施策2-5)

